

地方出先機関分科会

第 5 回 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 5 回 地方出先機関分科会 議事次第

日時：平成 20 年 7 月 22 日（火）10:20～12:43

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1 . 開 会

2 . 議 題

- (1) 法務局の事務・事業に関するヒアリング
- (2) 財務局の事務・事業に関するヒアリング
- (3) 国税局の事務・事業に関するヒアリング

3 . 閉 会

(法務省関係者入室)

小幡主査 それでは、「第5回地方出先機関分科会」を始めさせていただきたいと思います。

本日は、法務局、財務局、国税局からのヒアリングということで、ワーキンググループ1の私、小幡、それから浅羽専門委員、内山専門委員が担当となっています。

議事は私が進めさせていただくことといたします。

本日の議題は、第1に、法務局の事務・事業のうち、司法書士試験業務、土地家屋調査士試験業務、第2に、財務局の事務・事業のうち、公認会計士試験業務、第3に、国税局の事務・事業のうち、税理士試験業務に関してヒアリングを行います。

それでは、まず第1に、法務局の事務・事業に関しまして法務省から説明をお願いしたいと思います。法務省さんからの説明は10分とさせていただきます、その後、35分ほど質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

説明に当たりましては、恐縮ですが、市場化テストの実施の是非というところに重点を置いて御説明いただければと存じます。よろしく願いいたします。

小川課長 法務省民事局民事二課長の小川でございます。どうぞよろしくお願い致します。

私ども第二課は不動産登記を所管しておりますが、併せて司法書士、土地家屋調査士の業務も担当しております。そういう意味で、試験の方も実施しているところでございます。

それでは、資料に基づきまして、私の方から、10分程度ということですので御説明申し上げたいと思います。

まず、私どもの法務局の組織、地方出先機関の概要というところから資料を御用意しておりますので、御説明申し上げたいと思います。

お手元の資料は、「法務局はどんな役所？」という4枚の紙でございます。これは、私どもが業務の紹介をする際に用いておりますパンフレットの一部分でございます。

まず、法務局というのは、2ページ目をごらんいただきますと日本地図が出てまいりますが、主として業務としては、不動産登記、商業法人登記といった登記の業務がメインの業務ですが、その他、供託、戸籍・国籍、それから公正証書などの公証事務、併せて司法書士や土地家屋調査士に関する事務などを取り扱っております。それに加えまして訴訟、いわゆる訟務の関係ですとか人権擁護に関する事務も所掌しているところでございます。

法務局の組織ですが、ここにごございます管轄図にありますように全国8ブロックに分かれておりまして、全体で50の法務局、地方法務局がございます。都道府県に1つと北海道には4つございまして、これは、歴史的な経緯から見ますと、裁判所から出ておりますのでこういう構成になってございます。

8つほど赤い字で、例えば東北でございますと仙台法務局というのがございますが、これが、私どもの方で申しますと管区の局ということでして、仙台の、つまり宮城県全体の先ほど申しました所掌事務に加えて、一定の管区機能を持っていただいて、例えば東北の他の県の地方法務局のことにしても指導などの管区機能を持つということでございます。

それから、司法書士試験、土地家屋調査士試験事務を所掌する組織というのが、次のページを

ごらんいただけますでしょうか、組織図をごらんいただきますと、法務局の中の組織がございまして、先ほど言いました管区局の法務局でございますと、民事行政部という部の構成がございまして。その中の総務課、それから地方法務局ですと、一番上にあります総務課というところが、ここが司法書士、土地家屋調査士に関する事務を所掌しております。

そこで、司法書士試験の実施事務について、まず順番から申し上げたいと思います。資料は、2枚ありますうちの1枚目、「司法書士試験実施事務について」でございます。

司法書士試験につきましては、この試験の概要にもございますように、本年度、平成20年度を見てみますと、約3万3,000人の受験申請がございました。ここから先は見込みの世界ですが、過去の実績を見てみますと、大体1,000人弱の合格者を出しているところでございます。年々受験者は増えておりまして、受験者は、まず筆記試験を受験し、これに合格した場合に口述試験を受験する、こういう順番でございます。口述試験にも合格した場合に、初めて最終合格者として司法書士となる資格が与えられるということでございます。

筆記試験につきましては、先ほど申しました法務局、地方法務局50カ所において実施しております、具体的には、大学などの施設を借用して実施しております。それから、口述試験につきましては、これはかなり数が絞られるということもございまして、全国8カ所、先ほど申しました管区の法務局が所在する都市で実施しております。ただ、東京だけは、かなり人数が多い関係上、口述試験というのは小さな会議室が多数必要でございますので、特別に会場を借りております。

それから、地方出先機関におけます司法書士試験事務の実施そのものですが、これは、下の流れ図でごらんいただきますと、まず、第1段階目が受付事務です。これは、受験案内を受験者に交付することから始まりまして、受験者から受験申請を受け付けて受験票を発送するところまでございまして、時期的には大体5月中旬から下旬にかけて行っております。

その後、今年で見ますと、試験が7月6日でしたので、それまでの間の事前準備といたしましては、会場の選定・借用、それから当日の賃金監督員というアルバイトの監督員の雇用の関係の事務、それから当日のための掲示物・説明書の作成、更には、私どもの職員による監督の場合の説明会の実施など、加えまして、直前になりますが、問題を本省の方から発送いたしますので、これを受領した上で確認するという、当日の試験会場に持っていくまでの作業が必要でございます。

その上で7月6日の筆記試験を迎えるわけですが、先ほど申しましたように、全国50カ所の会場において試験を実施いたしまして、各法務局、地方法務局で試験の監督を行うなど運営全般を行っております。試験終了後は、答案用紙を確認し、これを今度は逆に本省に送付するということとなります。その後、筆記試験の採点を終えた後の合格者の発表を各局がいたします。これは10月1日の予定でございます。

第4段階目は口述試験の実施です、これは、先ほど申しましたように、全国8カ所において試験を実施し、各法務局が試験官を用意いたしますので、先ほど言いましたように、原則的には法務局の方で試験を実施しております。事務といたしますと、事前に筆記試験合格証書と口述試

験受験票、これは兼用するものですが、これを送付して、当日は試験全般の運営を行いまして、口述試験の結果を本省に送付するということになります。

その上で、最終的な第5段階目が、最終合格発表でございます。最終的な採点を終えて、本省から合格者が通知されることとなりますので、それを各局、50局で発表いたします。それと、合格者に対しまして合格証書の交付が行われるということでございます。

その上で、試験の内容について少し御留意いただきたい点を申し上げますと、筆記試験、これが最大の義務ということになりますが、筆記試験の当日につきましては、受験者の規模が、先ほど申しましたように全国で3万3,000人ということとなりますので、総務課の職員だけでは対応できません。そこで、総務課以外の職員を主任監督員として動員いたします。例えば、登記の事務を担当している者も、その日は休日出勤をしてもらって、監督員としてやってもらうことになっております。その分、休日出勤いたしますので代休で対応することになってございます。併せて、必要に応じまして補助的な監督員として、先ほど申しました賃金職員を雇用するというところでございます。

この流れ図にもございますように、試験実施事務は、その1つずつをとらえますと、非常に短期間で行われるものですので、各法務局、地方法務局の総務課におきましても、特にこの司法書士試験事務に専従するという職員はおりません。他の業務のいわば片手間に行っているものがございます。

市場化テストのことについて私どもから少し申し上げたいと思いますが、先ほど申しましたように、試験事務は、基本的には筆記試験の実施が最重要でございます。予算といたしましては、試験当日に要する経費のみが試験事務に係る予算として措置されております。ただ、先ほど申しましたように、基本的にはかなり切り詰めて、職員が休日出勤して代休対応するというような形で対応してございますので、市場化テストを実施する場合に発生する委託料を捻出すること、つまりコストのダウンを図るということは、私どもの印象からいたしますと非常に困難ではないかと感じております。

それから、法務局、地方法務局の総務課で行っております試験実施事務につきましては、先ほど申しましたようにごく短期間に行われている事務でございますので、専従の職員もおりません。したがって、その事務量のみを、試験当日の監督事務を除きますと、その事務量を把握すること、それからまた人数に換算するというのも、現実的には困難ではないかと考えております。

結論でございますが、市場化テストの実施につきまして私ども検討いたしました。基本的な市場化テストの趣旨が「経費の削減」ということであるとすると、現時点ではなかなか経費の削減につながりにくいのではないかとということで、正直なところ、難しいのではないかと印象でございます。

次は、土地家屋調査士でございます。土地家屋調査士の方は、基本的に司法書士と同様でございますので、異なる点を中心に申し上げますと、試験の概要は、ここにございますように受験者、本年度で見えますと7,300人です。これは、司法書士の方と違いまして年々減少傾向にございます。このうち、おおむね500人程度が口述試験を受けるというのが従来からの実績でございます。

それから、筆記試験につきましては、司法書士と異なりまして全国9カ所、これは、先ほど申しました管区局と、それから那覇の地方法務局で実施しておりまして、これも大学などの施設を借用して実施しております。口述試験につきましては、司法書士と同様に全国8カ所で実施しておりまして、東京は、やはり特別な会場を借用しているところでございます。

その他、試験事務の実施の状況、流れ図、それから民間委託等についての考え方、あるいは結論、これは、いずれも司法書士試験と同様でございますので、その点については省略させていただきます。

私からの説明は以上です。

小幡主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました事項について質疑を行いたいと思います。時間の制約もございまして、11時5分ごろまでと考えております。

まず、総論的に私の方から申しますと、出先機関のやっていらっしゃる業務ですけれども、この国家試験もそうですが、この国家試験についても、問題の作成でありますとか、現実に合格者の決定とかは、すべて、当然、国が国家試験をなさっているので国本体がなさっている。出先機関のやっていらっしゃることはまさに実施ということでございますので、この公共サービス改革法において、まさにその実施というようなことは民でもやれるのではないかということで、市場化テストの対象と当然なり得るカテゴリーに入るということで、いかがかという問いかけをしたところでございます。ですから、私どもとしては、まず、まさにこれ、末端の実施というところに当たりますので、本来は市場化テストになじむと考えております。これが、まず総論でございます。

内山専門委員 まず、ちょっとデータのなところについて確認させていただきたいのですが、提出していただいた資料で、主に定員のところで、算出困難とあるのですが、確かに、今お話になられたところだと、定員自体は算出困難かと思うのですが、ただ、どういう体制で試験を実施しているのかということについてのもう少し詳しいデータをお示しいただければと思いました。例えば、司法書士の方ですと、会場50カ所、出願者数が3万2,469名とありますが、例えば1会場当たり、職員の方が何人出ているのか、監督員として多数の方が休日出勤ということなんですが、何人ぐらいの方が出ているのか、そして、これは賃金監督員という方を何人ぐらい使っているのか、それにどのぐらいの費用を使っているのかという人員に関するデータ。それからまた、その職員の方というのは、どういったところの職員の方が出ているのか。すなわち、いろいろな組織、何層かにありますね。つまり法務局、地方法務局、支局、出張所とありますけれども、そういったところからばらばらと出ているのか、それともどこかから大挙して出ているという感じなのかというその点について、もしデータがあれば、そこがいろいろ考慮する一つの前提になると思えますので。

小川課長 それでは、先ほど申しました司法書士試験で、まず職員の方、どれだけ動員をかけるかということですが、全体で出てくる数字ですと、平成20年度で見ますと1,708名です。各局ごとで見ますと、最も多い東京、東京が3万3,000人のうちの4分の1ぐらいを占めていまして

8,000人ぐらいの受験者がいるんですが、監督員が400人ぐらい、411人ということで、大体そのぐらいのイメージでございます。

内山専門委員 今おっしゃったのは、東京法務局の方が出られているわけですか。

小川課長 失礼しました。申し訳ありません。ちょっと私の方の説明が。今のは賃金職員を含めてです。

小幡主査 賃金職員というのはアルバイトですか。

小川課長 アルバイトです。

全体で411人です。職員は全体で1,025名を今年度の予算では予定しておりました。先ほど申しましたように、足りない分が賃金職員になりますので、その分、600名ぐらいを賃金職員でカバーすることになります。

小幡主査 つまり全員で1,025名かかっている、そのうち600名。

小川課長 職員が1,025名で、アルバイトの職員がプラスして六百数十名です。

小幡主査 プラス600。

公開でなくて結構ですが、後でもよろしいですけども、ちょっとその人員の資料をいただければと思います。公開しないということであれば、それはそれで結構です。

小川課長 供給源といいますか職員の方ですが、先ほど申しましたように、総務課だけではカバーできませんので、ふだんは登記の業務を窓口でやっているような者も含めて、登記所の出張所支局なども含めて応援体制を取っております。

小幡主査 それで、50会場というのは、要するに各都道府県の法務局と。

小川課長 北海道が4つございますので、47にプラスして3で50です。

小幡主査 ただ、それは会場といいますか、現実に使っている会場は、例えば東京であれば、この4分の1の人数を収容しているわけですから、要するに使っている施設はたくさんあるわけですね。

小川課長 1つの大学、具体的に申しますと、早稲田大学です。

小幡主査 それだけで済んでいる。そうですか。そうすると、50会場というのは50施設ということですか。

小川課長 分かれているところはございません。司法書士試験について言えば。

浅羽専門委員 事務・事業にかかわる予算額が1,827万1,000円というふうに別の資料でいただいております、「(物件費)」と書いてあるんですけども、これは会場の借用費とアルバイト代がほとんどというようなイメージでよろしいでしょうか。

小川課長 そうですね、1,827万円のうち、会場借料が1,350万円、それからアルバイトの雇用経費が363万円、残りは職員の当日分の旅費になりまして、これが112万円程度です。

浅羽専門委員 仮に、先ほど職員の方は代休を取られているというお話だったのですけれども、当然、代休分を仕事をしたと考えるならば、予算上、物件費で、人件費は別で、人件費の方は別の予算で、当然この業務だけ切り出して人件費が立てられていないということだと思いますが、仮にもし切り出して業務分をざっくりと換算するとすると、例えば、すごく大雑把な話で申し訳

ないのですけれども、当日1,025人の方を出されていて、1人当たり幾らになるのかわかりませんが、2万円とか、どれぐらいの職員の方が出られているのかも検討がつかないのですが、そういう計算というのは一応考えられないことはないわけですよ。ボランティアではないですから、仕事としてやっていますのでという、それだけのことですけれどもね。

小川課長 それはおっしゃるとおりだろうと思います。代休を取るということになりますと、例えば、本来10人いるところがその日は9人になりますので、業務全体の能率が下がるわけで、その場合、結果的には通常業務に影響を与える可能性もありますので、そういう算定の方法は、超勤手当を基準として出す方法があるかとは思っています。

浅羽専門委員 たしか超勤手当の方が高いんですよ。そうでもないですか。代休だと通常ですの、超勤だとたしか1.25とか掛けますよね。

小川課長 今申しましたのは、因果関係として超勤につながるということなので。

浅羽専門委員 逆に高く出過ぎてしまうのではと心配しただけですが。ただ、考え方として。

小川課長 考え方としては、代休は全く評価されないというわけではなくて、当然、一定の人件費としての評価の対象にはなり得ると。

浅羽専門委員 とすると、もう少しこの値段も高く、当然、予算上はこれだということは、事実としてはこうだとして、コストとしてかかっているものはもう少しあり得るといことですよ。

小川課長 勿論、そのとおりだと思います。

内山専門委員 そういう意味では、確かに職員の方を代休などで使っていれば、表面的なコスト、人件費というのは出てきませんが、経済学の用語で言うところの機会費用、オポチュニティコストということを考えると、実は大きいのではないかと思うわけですよ。つまり、そういった方々が代休を取られて、まさにおっしゃられたように、ほかの職員の方にしわ寄せが行くとか、あるいは、ひょっとしたら試験業務をだれか専門の民間に全部任せてしまった方が、任せて、その職員の方は本当に本来の登記事務なら登記事務に専念した方が、論理的には全体としての効率性は上がるはずなんです。そういうことを考えますと、経費の節減にはつながらないとここに書いてありますけれども、実は、機会費用ということを考えると、やはり市場化テストを積極的に考えていただいた方が、全体としての法務局としての行政能率は上がると我々は考えております。

佐久間事務局長 受験料は取っておられるんですか。

小川課長 取っています。

佐久間事務局長 その算定はどういうふうにおやりになっていらっしゃるんですか。

小川課長 勿論いろいろコスト的な部分と、それから試験の受験者数の見込みですとか、あとは、恐らく両試験の一定のバランスみたいなものも含めてだと思いたいますが、一定の算定根拠はあります。

佐久間事務局長 お幾らぐらいを。

小川課長 司法書士試験が6,600円。

小幡主査 お幾らですか。

小川課長 6,600円。

小幡主査 そんなに安いんですか。

小川課長 何と言ったらいいか。多分、司法試験などは試験日数もかなりございますので。

小幡主査 今どきほかの試験は、普通もっと高いですよ。英語とか、TOEFLとかTOEICとか、ああいうのは高いですよ。

小川課長 それから、調査士試験の方が7,200円です。

小幡主査 1万円を切っているの。

小川課長 はい。

小幡主査 済みません、私も初めてその額は聞いて、ちょっとびっくりしたんですが。

小川課長 それ自体は、先ほど申しましたように、朝の9時半から夕方4時ぐらいまでの1日ですべて。

小幡主査 TOEICの試験なんて、もっと時間が少ないですよ。

浅羽専門委員 それは口述まで通しての値段なんですね。

小川課長 同じ値段です。

小幡主査 国家試験のやり方論になると思うのですが、今までそうやって、ふだん登記をやっている方もかき集めて、ともかく試験の日なんだからといって休日出勤させて、代休で、何となく予算上の工面が要らないような形でやって、それで6,600円に抑えていたという話なのかもしれないですが、やはり試験というものは、試験のやり方としてそれが今の状況に合うか、何か非常に古いやり方というか、それって、確かに何となく手弁当的にやっているというイメージですよ。だから、およそ国家試験を確かに統一的にやると。恐らく、統一的にやらなければいけないので、すべて中央でコントロールするわけですよ。具体的に何か現場で困れば、やはり、恐らくは、これは全国で統一試験ですので、中央の方に問い合わせをして、そして答えるというようなことはやっていらっしゃるんですよ。そうしないと、やはり統一性を確保できませんものね。出先機関に任せるといふわけにはいかないですよ。

そういうふうにと考えると、やはりもう片手間の方をかき集めるのではなくて、これはもう試験のために集めて、試験をやってもらうと質を定めて民間にゆだねてしまった方が、試験としては、サービスとしてはより効率的になるのではないのでしょうか。常識的にもね。

小川課長 そのこと自体を勿論否定するわけではありませんが、多分、試験の実施、さっきの費用のことも含めて申しますと、旧司法試験との比較みたいなものがあったのではないかと想像はします。ただ、あちらの方は日数が4日間、記述があったり、択一があったりとかなりの金額になりますが、私どもの方は。

小幡主査 勿論、だから、司法試験だって、本来もっと取らなければいけないでしょうと思えますよ。ただ、あの程度でちょっと。

小川課長 新司法試験になって、衣がえをしてということがあると思えますけれども、私どもはずっと連続して試験ということもありますので、おっしゃることは十分わかるつもりですが、

一挙になかなか、例えば手数料的にもぐっと上げるとかというのは、難しいところがあるのかなという気はします。

小幡主査 今やっている受験生に対して激変になるということが勿論あるのかもしれないですけども、いつかは改革していくことも必要なので、この市場化テストの導入というのも一つのきっかけなのかもしれないですし、大体3万2,000人で、各都道府県でやっているというのも大変ですね。

小川課長 先ほど申しましたように、土地家屋調査士の方は9ヶ所に集約してしまっています。

小幡主査 ほかの、例えば厚生労働省関係の試験などを見ても、大体8カ所とか、土地家屋調査士みたいな形で集めてやっていますよね。

小川課長 私ども、そのときに土地家屋調査士と同様に集約が可能かどうかを検討したのですが、集約いたしますと、逆に、かなりの人数がいますと、会場を集約して、先ほど言いました早稲田大学1校だけでは足りなくなるとか。

小幡主査 仙台なら仙台で集めるから、もう少し。

小川課長 特に大都市に顕著に表れると思いますけれども、複数の大学になる可能性が高くて、そうしますと、ちょっと事務的なコストがかかるという点もございます。

河野法務専門官 あと、受験生の方々が、会場が分散すると、間違えて別の、受けるべき会場でない会場に行かれたりとか、そういうこともあるので、受験生の方にとっても余り望ましくないと思います。

小幡主査 間違いというのは、どこの試験でもきっとあるんですけどね。ただ、おっしゃるように、今受けている方が都道府県で受けられているから、確かにその方が受験生には便利だということはあるかもしれませんが、小分けの方がね。

小川課長 仮定の話として、集約するとすると、実はコストが非常に安い地方の小都市のようなところでやれたら楽だろうと思うんですけども、そうはいきませんので、どうしても東京に集めた場合に、あとは実施する場所が複数になる問題ですとか、都心の大きな大学を1校借りるというのが一番理想的なパターンかなとは思っています。

小幡主査 地方はともかくこのやり方でもよいと思うんですけども、要するに、今の状態、職員をかき集めてやっているという状態が、何か旧態依然としているような感じがして、かなり多くの受験生が受けてくる試験というのは日本にいっぱいあるので、どこかで、このままの状態をいつまで続けていくかというのがあると思いますので、いわゆる試験の実施のプロみたいな民間もいるわけですので、もういっそゆだねた方が、職員の方の負担にならないのではないですか。

小川課長 勿論、おっしゃるとおりです。ただ、私どもの方でもう一つ言える点は、先ほど先生が言われましたように、試験を実施するのは基本的には国ですので、試験の実施のあり方そのものが、合理的といえますか、社会的にきちんと評価されるようなものでなければならないと思っていますので、どういう形になるかということには非常に大きな関心があるわけですから、先ほど言われましたように、例えば極端に手数料が上がるとか、極端に集約を図るような制度でいかどうかということについては、十分検証する必要があるだろうと思います。

内山専門委員 もちろん、それに関しては、今回、我々の市場化テストというのは、決して価格だけの一般競争入札ではなくて、総合評価でやりますので、要するに実施要項できちんと、場所は各地50カ所でやりなさいとか、あるいは、当然、受験料はこれだけにしなさいということをしつかりと法務局さんの方で決めていただいて、それに業者が応募する。この業者では、それではできそうでないという場合には、当然落としていただいて結構なわけです。そういう形でやっていただくことができますので、今、御心配になられた点というのは、多分、実施要項の審議の段階でしっかりと詰めますので、その点は問題ないと思います。

それから、集約ということをおっしゃいましたが、地理的な集約となると、管理の集約と多分別の話で、まさに、確かに試験実施会場は全国50カ所でやった方が望ましいと思います。ただ、その全体的なコントロールを個々の支部局でやるのではなくて、やはりどこか大きな全国組織的な一つの民間業者に任せて、そこから集中的にやったら、より試験の統一性とか整合性といった点では、ひょっとしたらそっちの方がすぐれているかもしれないわけですね。そういった点も是非考えていただいて、本当に積極的に考えていただきたいと考えております。

小幡主査 だから、出先機関の見直しということを地方分権の方でもやっていて、ここでもやっているのですけれども、やはり国全体として、国のやっている業務をどういうふうに持っていくかという中での出先機関を考えているので、代休にして、どこかにしわ寄せが行っているという、この業務の専任ではないとしても、出先機関がやっている業務それ自身についてスリム化ということを考えていかなければいけないわけです。そうすると今、例えばここについて減らすこと、それだけでなく、やはり全体として出先機関の組織を考えていかなければいけないわけですから、これも一つのファクターになるという考え方をすれば、別に、このみの専任でなくとも、全体として出先機関のスリム化にはつながり得るわけですね。

それから、この受験料ということも、恐らくちょっと考えないといけないのではないですかね。しかるべき司法書士を受けたいと、それは激変緩和という必要性はあるにしても、今、国のこういう財政状況のもとで試験をやっていくという中で、ある程度の適正なものは受験生に負担していただかないとやっていけないですよ。ちょっと今、司法試験がとてつもなく高いんですけれども、ほかの試験も我々ちょっと見たいとは思いますが、ちょっと常識的に安いという感じが非常にしませんか。1万円しない。だから、逆に言うと、こういうふう無理してやっているのかなと。要するに、人件費的に職員の代休、試験だから来なさいよとかき集める。そのかき集め状態というのは、公務員は公務員ですが、やはり試験のために、本当に統一的な大事な国家試験なので、しっかりとやらしてもらわないといけないわけでありまして、そういう状況が果たしていいかなというものはあるのではないですかね。

小川課長 その点に関しましては、いわば毎年2回、この試験のためにかなり前から体制を組みますので、士気を含めて、勿論十分たえ得るものだと認識しております。

小幡主査 その代休を取られる方などについても、要するに、やはり事前にいろいろあるわけでしょう。そうすると、その日だけのことではないですよ。

小川課長 もちろんローテーションをいろいろ考えて、何日間以内に代休を取るといような

順番になりますので。

小幡主査 それに、その場でいきなり、ただ来て、やれというわけにはいかないわけで、少し。

小川課長 説明会みたいなものはやりますね。

小幡主査 ですよ。だから、要するにそこにも当然その人は出ていかなければいけないしという、機会費用という話がありましたけれども、算定困難と言われましても、やはり現実には業務をしているわけですね。これだけの方が、職員がね。だから、そういうことでこの6,600円になっているのかなという感じがありまして、やはりちょっと無理が行っているのではないですかね。

小川課長 私どもも、結論的に否ということではなくて、先ほど申しましたように、ある程度、従来からの連続性もあり得るかもしれませんけれども、試験としてのあり方と経費の削減というものがうまくバランスが取れるのであれば、十分考えられるかなと思っていますので、そこはちょっと検討してみたいと思います。

小幡主査 だから、もう既に入試センターもやることになっているし、情報処理機構でありますとか、通訳案内士試験とかもどんどん市場化テストという方向になっているわけなんですよ。

試験のやり方というのは、確かにそれぞれ、司法書士のように都道府県ごとにやっていたりとか、土地家屋調査士はまとまったりとか、いろいろ特色があるとは思いますが、やはり実施ですので、そこら辺は、もうおわかりだとは思っているんですけども、ちょうどこの受験料の適正さということもそろそろ、こういうのって多分、減量・効率化などで言ったら、独法でこういうことをしているとすれば、当然もっとサービスに見合った料金を適正に取るべきだという議論になるでしょうね。それは国本体がやっていらっしゃるので、取りあえずは今出てこないですけども、私がやっている行政減量・効率化など、独法などでこういうものが出てくると、受験料の適正さという話で、もっと取れという話に当然なるわけですよ。

だから、どこかのきっかけでこれは見直した方がよいと思いますので、是非もう少し前向きに、多分それをきっかけに受験料もちょっと高くしてもやむを得ないでしょう、今、国は大変なんですからということだと思えますよ。現に司法試験はこうでしょうと。何日もやるといいますが、結局いろいろな事務手間がありますのでね。司法書士の場合、時間は1日でも。

小川課長 ただ、最大のコストは、先ほど申しました借料であったり、その日の監督員の費用ですので。多分、日数というのは非常に重要な要素だとは思っています。

小幡主査 ですから、出先機関の業務について見直しをせざるを得なくなったというわけで、出先機関の業務そのものについてスリムに見直さなければいけない。今までそういうふう到手弁当的に出ていって、何とかアルバイトを使わないでやってきたやり方が無理になりますということになると、もうこれはきちんとした形で、しかもこのアルバイトを増やすと、アルバイトというのは逆に非常に危険性がありますので、むしろ市場化テストのように、公共サービス改革法でみなし公務員等、きちんと守秘義務が課されているようなやり方で一括的に民間委託した方がより効率的になるでしょうと。その中で幾らにするかということですよ。是非ちょっとお考えいただきたいと思います。

小川課長 御趣旨はわかりましたので、また検討させていただきます。

浅羽専門委員 物件費プラス人件費で。いろいろなやり方があると思いますけれども。

小川課長 先ほどの人件費の算定がどの程度できるか、十分検討したいと思います。

小幡主査 多分、それからその前の説明会に参加したりとかというものも当然あるでしょうし。

小川課長 そのあたりは細かくてなかなか算定しにくいとは思いますが、先ほどのような考え方はできるかとは思いますが。

小幡主査 それでちょっと資料を、今、1,000人とか600人とかという資料もいただいていたし、それと今の超勤あるいは代休のところでのどのぐらいになるのかということを出していただきたいですね。

小川課長 わかりました。

内山専門委員 先ほどの職員の方とアルバイトの方で、具体的にどういう分担をされているのかがもしわかれば。つまり、恐らく試験の本部員とか監督員とかがいると思うんです。そうすると、どういった人が本部員で、本部員に何人ぐらい、監督員に何人ぐらい、そのうち、監督員の職員とアルバイトの比率がどのぐらいとか、そういったデータをいただければと思います。

島津司法書士・土地家屋調査士係長 データはあると思いますが、明らかにはっきりわかっているのは、職員が主任監督員をするわけです。要は、その日来たアルバイトに、そのままできないものですから、基本的に、あの人たちは回収とか数を数えることしかできなくて。

内山専門委員 そこに1人主任監督がいて、あとアルバイト、そういうイメージですよ。

島津司法書士・土地家屋調査士係長 確かところのイメージで言いますと、本部の補助、総務課の人たちがもともと仕切っているのが中心にいますが、その補助と、あとは、大半は部屋の室責任者のような形で回るのが通常のパターンでございます。それで、あとはそれに何人かという割合でついていく、そういうイメージでございます。

浅羽専門委員 その際の運営マニュアルみたいなものはあるのでしょうか。司法書士試験運営マニュアル、全国に統一を図るためのマニュアルみたいなものは、現在あるのでしょうか。特にそれはないですか。

島津司法書士・土地家屋調査士係長 実施要領でございます。そんな細かいものではなくて、大まかにこんなふうにというものはあります。

内山専門委員 その際は、我々の大学でもセンター試験を初め試験はいろいろやっておりますが、各地の試験場で同じことが、全く同じように対処しなければいけないわけですね。そういった場合には、かなり詳細なマニュアルがないと難しいと思うのですが、そういったものはないのでしょうか。

島津司法書士・土地家屋調査士係長 要は、我々が判断しないと、時間との兼ね合いがございますので。基本的には、さっき言ったようにざっくりしたもので、あとは、基本的には各人の資質でございますので、そうなってくるともう間に合わないで、電話が直接かかってきます。

小川課長 個別の電話対応、例えば特別受験で、身体障害を持っている方等をどうするかということについては、がちりかなり細かいものをつくってありますけれども、あとは、確かに当日の採用がありますので。

河野法務専門官 でも、毎年職員が、大体、何回か経験している者がほとんどだということもあるかもしれないですね。そんな細かいところまで要らないというのは。

浅羽専門委員 例えば、黒板にこれを書いていいとか、何を発言していいとか、そういうようなことも特に。

小川課長 それは要領のレベルだと思います。

小幡主査 それは書いてあるわけですね。

小川課長 もちろん書いてあります。

島津司法書士・土地家屋調査士係長 決まりのことは。

小川課長 それは勿論、意識が強いのかもかもしれませんが、その程度のことは勿論要領ですべてカバーしています。

浅羽専門委員 勿論、細かいトラブルマニュアルみたいなものがどこまでというのは、多分もうケース・バイ・ケースだろうとは思っていますが。

小川課長 そうですね。そこから先の細かいトラブルになってくると、電話で対応して、私どもの方が統一的に対応します。

小幡主査 ただ、試験というのも、それは慣れていらっしゃる方が結局毎年駆り出されるといっても、やはり変えていったりとか、より過去の経験を踏まえて、私どもの試験とかもそうですけれども、変えるところもあるし、いろいろ改善点があって今まで進んできているわけでしょう。だから、たまたま慣れている方におんぶしていても、かえってよくないということもひょっとしたらあるかもしれないし。

試験制度というものは、もうみんな横並びかと思うといろいろなのですけれども、法務省さんは割と、ともかく登記の方もやっていただいたりいろいろ積極的にやってくださっているのも、是非、司法書士試験の方も本当に前向きにお願いしたいと思います。

小川課長 検討を。先ほどの人件費の計算は。

小幡主査 その資料をちょっと追加でお願いしたいと思います。何か、変えるチャンスかもしれませんよ。この額ではちょっとどうかなという感じがします。是非よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

(法務局関係者退室)

(財務局関係者入室)

小幡主査 それでは、ただいまから財務局の事務・事業に関しまして、金融庁、財務省より説明をお願いしたいと思います。

私どもは、国家試験の業務というのは、今、出先機関がやっているのは実施に関する業務でございますので、基本的に民間にゆだねることが十分可能なカテゴリーに入ることによって市場化テストの対象となるのではないかとということで御検討をいただいたわけでございます。

本日は、その点に関する説明を中心に、是非、市場化テストの実施の是非ということに重点を置いて御説明いただきたいと思います。両省からの説明は、恐縮ですが10分程度といたしまして、その後、30分ほど質疑を行いたいと思っております。では、よろしくお願いいたします。

谷口企画官 それでは、まず最初に、地方出先機関としまして財務局の概要を説明させていただきたいと思っております。

お手元に配らせていただいたこの資料でございますが、最初から4枚目、「財務省財務局の概要」という資料でございます。こちらの資料に基づいて御説明させていただきたいと思っております。

まず、財務局でございますが、一言で言いますと財務省の地方出先機関でございます。総合出先機関でございますが、やっております業務は、財務省の業務のうち、税関と国税を除く財務省の事務及び金融庁事務で財務局に法律で規定されている事務でございます。金融庁事務につきましては、金融庁長官等の委任を受けて実施しているわけでございます。財務局は、財務省の総合出先機関でございますので、国の予算、財政投融资、国有財産から始まりまして、政策形成に寄与する、あるいは国民の声を吸い取って政策形成に役立てるということを実施しているわけでございます。

具体的に規模でございますが、2つ目の に記しておりますとおり、10カ所の財務局及び財務支局、内訳ですが、9カ所の財務局と1つの財務支局でございます。この下に40カ所の財務事務所がございます、総定員数は4,753名でございます。

下の に主な課題が書いてございますけれども、最近の増えております主な業務でございます。これは、市場監視体制、あるいは貸金業、金融商品取引法の円滑な実施、あるいは庁舎・宿舍の移転・再配置の実施、あるいは地方向け財政融資資金の審査の充実等でございます。

次が、今申しました財務局の組織の地域を都道府県別にかいたものでございます。北から、北海道財務局、一番南は九州財務局とありまして、及び、その上にある福岡財務局を合わせて、財務局、財務支局が10カ所となっております、このポツのついているところに財務事務所40カ所、出張所13カ所があるわけでございます。沖縄につきましては、内閣府の沖縄総合事務局というところの財務部が、財務局行政を実施しているわけでございます。

次のページに、財務局、財務事務所、出張所、それぞれの定員を書いてございます。この中で見まして、財務局、財務支局の中で最も大きいのは関東ということでございまして、総数は4,753名でございます。

その次のページでございます。こちらの方に、どのような形で業務が委任されるかといった権限関係が書いてあるわけでございますけれども、本日御審査いただきます公認会計士試験の件につきましては、公認会計士・監査審査会より財務局が委任を受けておると。財務局では理財部が、理財部次長のところでこの公認会計士試験ということを担当しているわけでございます。

その次のページですけれども、これは、具体的に財務局のどの部が何をやっているかという財務局の組織図でございます。財務局は、簡単に言いますと総務部、理財部、管財部、あるいはマーケット、市場関係というところに分かれるわけですが、総務部はいわゆる人事、会計、福利厚生、あるいは広報、情報公開等、あるいは調査を担当するところでございます、理財部が、いわゆる予算の執行調査、あと金融関係、金融検査・監督と財政融資資金の貸付ということでございまして、管財部は、端的に言いますと国有財産関係を担当しておりまして、残りの金融商品取引所監理官と証券取引等監視官は、金融市場、つまりマーケット関係を担当しているわけござ

います。

そこを縮小したのが、財務局にぶら下がります財務事務所というところがございまして、同じく総務課、財務課、理財課、管財課という形で構成されているわけでございます。

以上が、地方出先機関の説明でございます。

横山室長 続きますして、審査会の事務局の総務試験室長の横山から説明させていただきたいと思っております。

様式2の横の表でございます。事務・事業の概要、予算額等は基本的に省略させていただきます。

財務局に委任されている業務は、受験願書の受付、受験票の受験者への発送、試験会場の確保・準備、試験当日の立会等でございます。

外部資源の活用状況、下から3番目ですが、私ども、後ほど述べますように、一部の業務以外はなるべく外部資源を活用するよう努めております。具体的には、受験願書の受付及び試験の立会については、なるべく外部資源を活用すべく、一般競争入札等を講じまして人材派遣会社に外部委託してございます。「等」と申しますのは、少額の場合は随契ということも行っているからでございます。

市場化テストの実施の可否、下から2番目ですが、「否」とさせていただいておりますが、この趣旨と申しますのは、もし私どもが外部資源を一切使っていないということであれば、一部の業務については「可」ということになるかと思っておりますが、私どもとしては、相当外部資源を活用することとさせていただいておりますので、これ以上、民間にとって魅力のあるような業務が切り出せるものがあるのかなという観点から「否」と書かせていただいた状況でございます。

なお、民間に委託できるものは民間にという考え方について、異なる意見を有しているわけではないと私たちは思っております。

最後のページの市場化テストを実施しない場合の理由、本日のメインのところだと思っておりますが、まず、公認会計士というのは、そこに書いてありますように、監査・会計の専門家として、財務諸表の作成者とは独立した立場で財務諸表等の情報の信頼性を確保し、会社の公正な事業活動、投資者・債権者の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを使命とし、そういう意味で経済社会にとって不可欠なインフラを提供しております。そういう意味で、非常に高い公共性を有していると考えております。

この公認会計士の行う業務の中核は監査証明業務と言われているものでして、そこに書いてございませんが、これは、公認会計士のみが法的に行うことができる独占業務でございます。

ここで、公認会計士は幾つかの国家資格と異なる特徴がございますので、御説明いたします。

公認会計士につきましては、弁護士、税理士、医師等というように、クライアントが直接専門家を選んで、直接専門職業サービスを提供してもらうのではなく、形式的な直接のクライアントは監査を依頼する企業ですが、真の受益者、真のクライアントは投資家等でございます。多くの投資家からすると、顔の見えない、必ずしも自分が選んだわけでもない公認会計士が行った監査証明を信じて投資等を行うという特殊な構造でございます。これは、過去のアメリカのエンロン

事件とか、我が国でも数年前の不正会計事件に見られるように、一部の公認会計士が行った監査業務が、市場全体の信頼を揺るがすことにつながりかねないわけです。ですから、公認会計士、監査事務所の業務の品質管理というのは極めて重要ですし、入り口での試験の専門知識・能力のチェックは極めて重要と考えております。したがって、このような信頼を根幹とする公認会計士になるべき者を判定する役割を有する公認会計士試験というものは、厳正、公正・公平に行われなければならないと考えておりまして、私ども国の直接の関与のもと、試験が適切に行われるよう尽力しているところでございます。

次に、2パラ目ですが、公認会計士試験は、こうした公認会計士になろうとする者に、必要な学識及びその応用能力を有するかどうか判定することを目的としておりまして、全国一律に、厳正かつ公正・公平な試験を確実に実施することが不可欠となっております。

ここで、全国一律、厳正、公正・公平に試験を確実に実施すること、すべてが重要ですが、本日は、その中で特に厳正、公正・公平に焦点を当てて御説明いたします。

公認会計士試験が公認会計士になろうとする者をきちんと判定する、そして受験者、その他の者から見て、公認会計士試験がしっかりと行われていて信頼が置ける試験であると思っていただけることが、公認会計士の質を保つため、また試験制度への信頼を保つ上でも極めて重要であると考えております。投資家の皆さん、国民の皆さんから、あんないい加減な試験の合格者が行っている監査なんてそもそも信頼できないということになれば、まさに制度の趣旨に反するわけでございます。

ここで厳正、公正というのは、学識能力をきっちり適正に判定することは勿論のこと、今回のヒアリングの関係で特に重要な要素は、不正な受験は許さない、そのようなことが発覚すれば、国が断固として対応を取るということでございます。公平というのは、今回のヒアリングとの関係で申しますと、試験当日の受験環境の公平性、例えば一部の試験会場の環境が他の会場に比べて極めていいとか、極めて悪いとか、そういうことがないか。空調、騒音、交通アクセスも関係しますが、そういった点であり、こういうものも重要でございます。

そこで、重要な要素ですが、最後のパラ、具体的になぜ一部の業務は引き続き官で行う必要があると私どもが考えているかですが、公認会計士試験の実施に当たっては、権限行使が必要となります。これは、実際の試験当日にも必要となり得ますし、その当日生じた事実によって、後日、権限行使が必要となる場合があり得るということでございます。したがって、一部の業務については、引き続き、財務局が各試験会場で直接関与する必要があると考えております。

例えば、不正受験を試験実施中に把握した場合、当該受験者の受験を停止させる等の不利益処分を行う可能性があります。不正受験であるか否かの判断には責任が伴うため、このような権限行使を派遣職員に行わせることは不適切であると考えております。

その他の業務について、例えば受験願書の受付、試験の立会において、可能な限り民間人材派遣会社による派遣職員を活用してございます。

不正受験を試験実施中に把握した場合、当該受験者の行為が不正受験であるか否かを見きわめた上、その場で受験を停止する可能性があり、その場での停止をしなくても、疑いがある場合に、

なるべく時を経ずして試験会場で事情をお聴きする必要があるがございます。時間がたってしまうと、本人の記憶があいまいになる、あと、後日になれば、証拠となるカンニングペーパー等もこちらの方で入手できなくなる可能性もがございます。また、不正かどうかを確認するにも、過剰な対応を取れば、受験者の集中力を損なうこととなるので、苦情が発生し得ます。慎重な対応が必要です。

不正受験については、認定が必ずしも容易ではございませんでして、また、その判断には責任が伴うため、このような権限行使を民間委託業者に行わせることは適切でないと考えております。

また、公認会計士試験の場合、法律上、審査会が、当日等の不正行為が認定されて受験が禁止されますと、不正行為の程度に応じて、3年以内の公認会計士試験の受験禁止処分ということができます。このような行政処分の原因となる事実認定の重要な部分を現場で行う必要があるがございますので、国家資格である以上、官がしっかりやっていく必要があるかと考えております。

実際の例といたしましては、昨年の平成19年、論文筆記試験の際に不正受験が見つかりまして、平成19年試験の受験禁止と今後2年間の受験禁止処分が取られたところでございます。

なお、公認会計士に対する質の確保・向上への要請の高まりというのは、例えば、平成19年の公認会計士法の改正のときの国会審議で両院から附帯決議もされてございます。

また、他の試験に起きた問題も踏まえまして、不正受験に対する世間の関心の高まり等にかんがみ、今後とも、私たちは厳正、公正な試験を行っていかなくてはいけないと思っております。それが社会の要請であるところでございます。

最後の1点でございます。ここには書いてございませんけれども、財務局の職員が当日立ち会うというのは、試験の実施の品質管理に最終的な責任を持つという意味でも重要かと思えます。試験の実施を全国一律で行う、そういう意味で、試験実施の品質管理、また何かが生じたときの危機対応のラストリゾートということで一定数は必要だと思えます。具体的には、過去の例でも、一般競争入札で落札した業者から派遣された方が、どうも全国一律の試験を行うのにいろいろ問題があり、財務局職員が相当関与してどうにか乗り切ったという事例もございます。

以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のありました事項について質疑を行いたいと思えます。11時45分ぐらいまでとさせていただきます。

私どもみんな大学の教員で、センター試験の監督ということはもうずっと長年経験済みでございますので、いろいろ意見があるかと思えますが、どうぞ。

内山専門委員 具体的なデータの試験の実施体制に関してちょっと教えていただきたいのですが、今、職員の方とアルバイトが試験実施に当たっていると伺ったのですが、具体的に、そもそも全国何カ所で試験が行われているのか、そして、そこに職員何名、アルバイト何名が張りついているのか、まずそのデータはございますか。

横山室長 試験会場数については、平成20年でございますと、短答式については全国で13カ所

でございます。基本的に、各財務局のあるところで1カ所。ただし、関東とかごく一部のところでは2カ所というところがございます。論文式試験につきましては12カ所ということとなっております。

また、今年は短答式は既に5月に行われているんですが、論文式はまだ行われていないのですけれども、まず、平成19年の実績で申し上げますと、職員の数ということでは、短答式、1日当たりということでございますと全国で120名ぐらいが職員の配置でございます。あと、派遣職員では、1日当たり約500名でございます。あと、平成19年の論文式試験ですと、これは3日間で行っているのですが、1日当たり95名ぐらいが職員でございます。あと派遣職員については1日当たり約300名という配置でございます。

小幡主査 非公開ということであれば、その資料はいただけますか。

横山室長 はい。

小幡主査 それをちょっと、ほかの試験でもいただいていますので、後で。

内山専門委員 ただ、その中で、多分、試験会場ごとに試験本部員と監督員と分かれていると思うんですが、恐らくイメージは、本部員が何名かで、監督員は、各試験場で1人が職員、あとバイトが2人ずつつく、そんなイメージですか。それについては、もしデータがあれば。

横山室長 局によって違うのですが、今日は関東局がいらっやっていますけれども、関東局は受験者が、特に短答式は非常に多くて9,000人ぐらいいるのですが、そういうところにおいては、基本的に財務局職員というのは、本部に詰めていて最終的なそういうチェックをやっている人と、あと見回りの人たち。あと各教室は、基本的に主任の試験官とか、それ以外の立会官というのは民間の方がやっております。

内山専門委員 主任も民間ですか。

横山室長 はい。ただし、見回りの職員がぐるぐる各教室を回って、各進行状況をチェックしたり、何か問題があれば急に応援するとか、そういうことをやっている。あと、問題用紙とかを集めてきて、現場でもチェックするんですけれども、一応、国家試験なので信頼が置けるということで、最終的な確認を本部でやるのも、それは財務局職員が責任を持ってやっているという状況でございます。ですから、基本的に、教室の中でやっている人たちは、一部の小さい局は全部職員でやっているところもありますけれども、立会は民間の方がやっているということでございます。

内山専門委員 そうしますと、実質的な話に入るんですけれども、まさに不正受験者をどうするか、本当に我々も、日々それは、試験でどう対応するかは苦勞させられているのですが、既に現時点で民間の方がやっているということで、例えば、我々の試験ですと、カンニングペーパーを取りあえず差し押さえるとかそういったこと、あるいは隣を見ているというのであれば、自分だけでなく、ほかの監督を連れてきて、やっているということを確認させるとか、そういったことをやらせるのですが、これは、かなり責任が伴うことなので派遣社員に行わせることは不適切と書いてあるのですが、実際、試験監督に民間の方が入っていると、民間の方がそういうことをやらなければいけないわけですよ。その点はどうやっていますか。

横山室長 そのこの点につきましては、一応、端緒がわかった場合は、要するに見回りの職員ないし本部に連絡いたしまして、すぐ財務局職員を派遣して、現場で一緒に見ていて認定をすることになります。ですから、最終的な事実認定とか、あと、来ていただいて事情をお伺いするのは、全部これは財務局職員が行っています。そこら辺の最終的な権限行使に係る部分は、職員が行わせていただいております。

内山専門委員 その場合に、どうなんでしょうか、職員の方って、毎年毎年そういったことをやっていらっしゃるんですか。

横山室長 結構そういう方を。

清水次長 少なくとも、本部要員を含め、経験者、我々もそうですけれども、職員がやっていたころの主任検査官をやっておりますので、そういう経験者を配置します。それで、カンニングが出た場合については、大体、前後4人ぐらい職員を配置して、ウォッチして、だんだん絞って行ってそこを押さえる。

小幡主査 それは、大体どこでもそういうマニュアルでやっていますね。

清水次長 はい。ただ、派遣の職員の方にはそこまで、やっていないと言い張られたときには訴えられる可能性もありますので、職員がそこは、最終的なところはやっております。

小幡主査 それで、財務局の方が、職員がいるとしても、やはり中央の方に、これは全国統一の試験ですから、当然、中央の方への連絡等を更に密にしないといけませんよね。

清水次長 当然そうですね。連絡については、財務局から審査会の方に、何か起きたときにはもう直ちに一報を入れます。それで、こういうふうに対応しますという協議をさせていただいております。

小幡主査 これは、それぞれの財務局だけでやる試験ではないので、当然、統一が必要ですよね。ですから、どうも先ほどから、もう既に具体的に回ってもらう監督員はほとんど民間の外部試験員を活用しているというようなことだったんですけども、そのカンニング等の不正も含めてですが、公共サービス改革法では、例えばそういうような権限行使なども含めて民間がやれるというスキームをつくっています。みなし公務員、それから秘密保持義務というものを法律上設けています。ですから、今、派遣の方という、人材派遣会社をお願いしていらっしゃって、かなりそれを活用していらっしゃるということですけども、そういう状態よりは、むしろ市場化テストの公共サービス改革法を使った方が、より安全になります。

権限行使ができないということについても、特定サービスということになれば、それもできません。それは、今まで契約だけで縛るといふ民間の委託ではないものを公共サービス改革法ではつくったものですから、そういうことも含めて、この非常に信頼の高い国家試験の実施については最適なスキームになっているのが公共サービス改革法であると思われませんが、先ほどからの議論は、例えば、不利益処分にかかわるものだからできないとか、そういう理屈でありますとか、より公正でない、民間がやれば必ず公正でなくなるような疑惑があるというようなことをおっしゃいますが、それは、公共サービス改革法でやる場合は、そういう疑念はないということになりますから、それでもあえてできないという理屈は、あとどこかありますか。

横山室長 基本的には、やはり国がやる試験なので、国にやってほしいというのは、受験者はあると思いますけれども。

小幡主査 勿論あくまで国がやるんです。この公認会計士試験というのは、当然、試験問題をつくって、合格者をどういうふうに決めるかというのは、当然のことながら国がなさるわけですよ。ですから、そこはもう一番の中核のところなので、そんなことを動かせと言っているわけではございませんし、まずそれが、受験生がまさに求めているしっかりした試験だと思います。それで、国がやっている試験なんだ、国がやっている信頼の高い公認会計士試験である、そういうことだろうと思いますね。

今ここで議論しているのは、その実施のあり方の話だけなんですね。それについては、まさに世の中いっぱい試験がございまして、試験のプロのようなところはもう民間でもあるわけですから、そういうところに、もう既に職員の方だけではとても対応できないということで、外部試験を使っていっちゃるということだったので、そうであれば、こういう方をちょっと使うよりは、もっと責任を持って民間の人に末端まで指揮監督が、民間は民間なりに組織をつくっているわけですから、そういうところにゆだねた方がより効率的であろう、そういうことになります。

横山室長 私どもとしては、例えば、ちょっとあれなんですけれども、やはり最終的に、例えば事情をお伺いしたり、そここのところで、勿論、権限行使でそういうような公共サービス法でできるというのは承知しておりますが、やはり最終的な部分については、そこら辺は職員でやるべきではないのかなと。

浅羽専門委員 最終決定は、当然それは、現在も多分そうだと思うのですが、先ほど協議してということでしたけれども、最終的に本省の方で、もうそれはだめですとか、最終的な、本当の意味での決定ですね。そういう状況だったら不正とみなしましょう、3年間受験資格を剥奪しますとかやるわけですよ。

小幡主査 それは、大もとの方で後日決めるわけですね。

浅羽専門委員 それはもう当然ずっと維持されるわけで、そこを民間にしるなんて言うつもりはなくて。

恐らく、先ほど聞いていますと、4名の者で狭めていってというのは、当然そういうマニュアルみたいなものがあるわけですね。決まりが。その決まりにのっとって、どこでも不正の摘発も同じようにやりましょうという原則、あとは教室の大きさとか環境等によってケース・バイ・ケースの部分も当然あるでしょうけれども、基本的にはそういうルールがあってやっているわけですね。それで、そのルールに基づいてやってくださいという形でやっていて、それであれば、それをきちんと徹底さえできれば、その後の連絡等もきちんとできるのであれば、御懸念のところはそう問題ないのではないかと思うのですけれどもね。現状でそういうふうに行っている試験もございまして。ただ、マニュアル等がなくて、それをすべて現場でのケース・バイ・ケースでしかできないようなものがあるというのであれば、またちょっと話は別になるのかもしれませんが、恐らく試験ですので、試験の中身ではないので。

小幡主査 この公認会計士試験に特別の不正の種類なんていうのはちょっと考えにくいので。

浅羽専門委員 当然、あり得るのはカンニングとか変なクレームですよ。最近多いのは、隣の人があるさいで、もう一度試験やれとか、試験によってはむちゃくちゃなことを言う人もいますよね。でも、そういう方の対応は、当然、最終決定は、恐らくもう一回やるとかやらないなどという話は、本省の方で、そんなもの絶対だめとか、そういうケースであれば何か再受験を認めるとかができるわけですので、そう御懸念されることはないのではないかという気がするんですね。

横山室長 具体的に、ほかの試験で行われているというのは、例えば、要するに権限行使みたいなものを行っているほかの試験というのは。

小幡主査 権限行使というのは、事実行為として、結局、目視、要するに確認行為を現場でしなければいけないわけですよ。具体的には、恐らく不利益処分を科したりという最終決定は、本体の中核のところでのどのような試験でもやると思います。ですから、現場として何ができるかということは、当然マニュアルに書いておいて、カンニングペーパーをすぐ取り上げて、そこで試験を停止させて、退出させて、そこら辺を全部。その場で具体的にやるべきことは、そういうことですよ。その最終的な処置というのは、後で最終的な判断を国の方ですということですので。

試験は結局、これから行われようというのが、例えば、大学入試センターのセンター試験でありますとか、通訳の試験であるとか、情報処理機関とか、どんどんもう試験については、要するに試験のプロのような方に、勿論実施についてですよ、本当に実施についてはゆだねられるのではないかと。その実施というのは、当然、その場での不正の確認というのはどうしても入りますので、そういう話になってきますよね。

統一試験ですので、不正の確認をしても、現場限りの判断はいずれも無理ですから、それは中央に必ず連絡しながら進めていくということにならざるを得ないので、これはどこでも大体同じ状況です。

横山室長 ということは、別に、今回の場合は、地方支分局に一部の事務を切り出したものを一応対象にされているわけですね。では、およそ試験というのは全部そうだというような感じで考えていらっしゃるのでしょうか。

例えば、たまたま国がやっていて支分局に下ろしていない試験も、ほかに国家試験がございますよね。論理的には全く同じですよ。例えば、職員が地方に張りついているか、中央に張りついているかの違いで、それは国の、たまたま今、うちの場合は財務局と金融庁というちょっと別の組織ですけれども、省によっては、自分の直接の。

小幡主査 論理的にはそうなりますよ。実施ということについて言うならば、すべからくそうですね。ですから、本体の中核は国家試験ですので、もう国が責任を持つ。統一的にすべてやらなければいけない。その統一的なところはあるんですね。それを先機関で今、業務をやっているというものが、こちらの公認会計士の試験であるということになりますので、ですから、先機関ごとに市場化テストをするということもあり得ないことではないですけれども、まず、余り効率的ではないだろうと思いますので、それにより統一性を強めたいということ言う

のであれば、全部一括して市場化テスト実施についてというのが、一番、より効率的になるのではないかと。

今、既に外部資源も活用しているということなのであれば、より、要するに少し出先機関を今使って、そして足りない部分は外部資源という形でやっているわけですね。統一性ということと言うならば、それは、出先機関だから、公務員は公務員である、だから統一的だという、公務員だから統一的という、必ずしもそういうだけの話ではないんですよ。

横山室長 そういうことは私ども言うつもりはないのですが、財務省と金融庁というのは、今は別の組織ですけれども、恒常的に関係もございますし、そういう意味で、かなり目線というのは統一できるのかなと思っております。

あともう1点ですけれども、今、ほかの試験を挙げられたのですが、やはり公認会計士という資格とやや違うのかなと思いますのは、そんなの気にならないのではないかとおっしゃる議論は勿論あり得ると思うのですけれども、今やっていらっしゃる例えばセンター試験というのは、別に資格試験ではないということと、あと、情報処理技術者試験の場合は、独占業務を持っているわけではないですね。ですから、そういう意味で、私どもとしては、国が直接関与してやるような重要な資格についてはやるべきではないのかなというのが現在の意見で、これを書かせていただいたということです。

小幡主査 やるべきではない、要するに、試験に責任を持つのはあくまで国なんですよ。それは、市場化テストをなさっても、実施のところだけを任せるだけなので、責任を持つのはあくまで国なんです。国が責任を持つ状態は全く変わりません。

要するに、おっしゃっていることは、市場化テストで民間に任せることになると、民間であれば何か問題が必ず生じる可能性は否定できないというようなことでおっしゃるのですが、では逆に、公務員であれば絶対に問題は生じないかといったら、それはそうでもない。たまたま事故はなかったかもしれませんが、公務員でさえ、今の状態であれば事故はないかと言うと、それはそうでもない。

横山室長 私たちは、別に公務員であれば絶対事故がないとは申しておりません。実際、公務員で事故なんて、うちの分野も含めいろいろな世界で起こっていて、そういう主張は全くしておりませんでして。

小幡主査 そうすると何ですか。

横山室長 要するに国が責任を持って、例えば私どもの審査会が責任を持ってやるので、それは事実認定の入り口からしっかり、公務員、たまたま今は違う財務局なのですけれども、過去においては大蔵省と財務局だったのですが、財務局でなくても、地方の支分局でいいのかもしれませんが、そういうところがしっかり認定の入り口からやっていただかないと、最後の、例えば民間の方なり何なりにやっていただいて、みなし公務員なのかもしれませんが、最終的な責任は全部審査会が負うわけですね。そこにおいては、やはり入り口から公務員がやるのが適切なのではないかと。

小幡主査 どうしてですか。そこが、そうすると、公務員だと間違いがないからですか。

横山室長 逆に言うと、何で市場化テストをやると、それだけ、それだと官民でやればいいということだと思えるのですけれども、何で民だとしてよりよいかどうかというのは、そこら辺がよくわからない。

小幡主査 試してみたらいいということですね。

浅羽専門委員 あくまでも官民競争入札でございますので、どちらが効率的にやれるかということをお官民競争入札していただくということですので、それはどちらでも。

内山専門委員 要は、こういう話は、基本的にはコストとベネフィットですよ。官でやるのと民でやるのと、どっちがコストベネフィットがいいのか。今回、民に任すことのコストとベネフィットを考えますと、コストというのは、そちらの御主張ですと、厳正な試験というのはできないのではないかと、あるいは国民の信頼に応えられないのではないかとというコストがある。ベネフィットというのは明らかでして、まさにそれは民によることによって効率的になる。具体的に言うと、例えば、こちらの事務・事業に係る予算額が、これが9,145万5,000円とありますが、ここに「職員人件費及びアルバイト賃金を含まない」とあるわけですよ。基本的に会場借料だけですよ。これに職員人件費とアルバイト賃金を含むとかなりの額になると思います。そもそもそこら辺の額を出していただきたいというのが、先ほどのデータの話に付け加えてあるのですけれども。

小幡主査 ここでアルバイト賃金というのは、人材派遣会社のことですか。

横山室長 それは、別途、財務局の方で試験事務のためにアルバイトの方を雇っているということで、当日の、例えばそこに書いております受験票の受付とか、あと、当日の試験会場の立会の人の人材派遣のものではないと。要するに、これは予算上の話かもしれないのですけれども。

浅羽専門委員 アルバイト。委託料ではなくて、本部の方で雇っているので、人件費ではなくて物件費に計上されるということですね。

横山室長 ええ。

内山専門委員 いずれにしろこの積算を出していただくべきだというのがあられるのですけれども、アルバイトは置いておきまして、職員人件費ですよ。これ、職員人件費でもかなりのものになります。例えば、休日出勤であれば超過勤務手当が相当なものになるでしょうし、仮に代休で手当とするにしても、これは経済学で言うところの機会費用、オポチュニティコストの問題ですよ。つまり代休を取ると、その分その職場の方が減るわけですからしわ寄せが行く。それによって能率が下がる。すなわち、皆さん試験専従の人はいないということですので、試験以外の本来の職務に専念していれば、もっと効率的な業務が財務局としてできたはずのものを、試験をやることによって能率が下がってしまった、こういう機会費用というのは必ず出てくるわけですよ。アダム・スミス以来、分業の利益というものがあるわけですから、そういった利益でなくて、ごちゃごちゃいろいろなことをやることによって能率が下がるというのが絶対あるはずですよ。そういった意味で、先ほどから申し上げている民間の創意工夫という点もございまして、民間に投げることによって効率性が高まるというベネフィットは明らかにある。

問題は、そのコストの方なのね。先ほどから、厳正な試験では民間は無理だとおっしゃるんで

すが、逆に、アプリアリに民間がだめだとおっしゃる論拠もわからないわけですね。例えば、民間はだめだ、だめだとおっしゃいますけれども、例えばの話、私は国立大学ですが、小幡先生は私立大学ですね。ところが、では、私立は民間の大学だから試験はいい加減だなんていうことはだれも言いませんよ。非常に立派にやっていたらっしゃるわけですよ。そういった点は、民間がだめだということを余りにも無根拠に、アプリアリにおっしゃられているように聞こえてしまうのですが、なぜ民間がだめなのか。

先ほどから強くおっしゃられているのが、まさに試験の不正行為の事実確認、これは公務員がやらなければだめだということ、かなりのところがそこにかかってくると思うのですが、これは本当に民間の人がやるとだめなんですか。その根拠が、民間はだめだというアプリアリな前提にとらわれているような気がするのですが、そのところをもうちょっと再検討していただけないか。

横山室長 やはり責任が伴うので、伴うに際しては、やはり入り口からしっかり、たまたまこの場合は違う、さっきから言っているように、ほかの省とは違うのですけれども、入り口からしっかり公務員でやらせていただきたい。

小幡主査 どうして公務員だとそこが責任を問えるんですか。何か事が起きたら、同じことは起きますね。事故はね。民間がやって、あるいはたまたまそれが公務員だ。責任は、最終的にこの試験は国がやっているんだから国が負いますよね。その国の負い方として、民間に包括的にゆだねるのであれば、マニュアルでしっかり明確にして、こういうものをきちんと実施してくれるものでないと選ばないわけですよ。

更に、公共サービス改革法では、要するに、民間との契約に関する関係だけではなくて、指揮監督権のようなもの、権限行使もある。そういう形で公共サービス改革法はつくっています。ですから、公務員でないという話が、少なくとも公共サービス改革法のスキームでは成り立たないんですよ。それは、公務員にもたまたまいろいろの人がいますから、何でいろいろなことが、可能性がある公務員が、民間よりは公務員ならばすべていいと言えるか、それはやはり理屈がないわけですよ。ですから、まさにこういう実施の業務も、既にこれだけ外部を入れざるを得ないというか、今でも入れることは合理的だと思いますよ。それを更に進めていただければというお願いをしているので。

今、幾ら受験料を取っていらっしゃいますか。

横山室長 1万9,500円です。

小幡主査 これは、短答と論文と。

横山室長 一緒に。あと、システム開発費という、こちらの方でやっている受験システムに結構、それも一般競争入札でやっているんですけれども、それが相当お金がかかっている部分がございます。

小幡主査 でも、もっと取ってもいいぐらいですね。

横山室長 ちょっとそれは、一応、それは予算当局とお話ししながら、このぐらいのコストで、このぐらいの収入ということで検討していると。

浅羽専門委員 その場合のコストは、今、これらの話とちょっと違う話で、システム開発費が別途あるとおっしゃられましたけれども、それ以外のコストで大きいのはどこになるのでしょうか。

横山室長 あとは問題作成とかですね。あと、印刷代とか、紙代とか、そういうところですね。要するに、試験委員に対する諸手当とか、あと諸謝金とか、あとは印刷とか、運送費とかですね。ただ、大きいのは、先ほど申しましたとおり、システム等をつくる時のお金ですね。あと、実際の物品です。

小幡主査 そろそろ時間なのですが、ちょっと資料について、職員とアルバイト、人材派遣会社からの派遣の職員の数と、この予算額というここに書かれているのではない、現実に職員、本場の職員について、その日、大体、試験日は日曜日とか土曜日とかなのでしょうか。

横山室長 試験日は日曜日です。

小幡主査 その日に出てこられる額、それから、これは受験願書の受付、試験の立会のこの実績というのが、あとそれになるんですかね。アルバイト。実際上は、立会のアルバイトの費用。

横山室長 9,000万円の中にはそれが入ってございます。

小幡主査 それは入って。

横山室長 おります。

小幡主査 入っている。

横山室長 はい。要するに、受験願書の受付と当日の立会の人材派遣会社に支払っているものは、その9,100万円の中に入ってございます。

小幡主査 それ以外の職員は使っていないよね。アルバイト職員がまたいる。

横山室長 はい。

小幡主査 では、その分と、ちょっとその資料を出していただけますでしょうか。

関参事官 システム開発費とか、そういうものですね。

小幡主査 はい。

試験については、やはり、これだけの試験をやっているから、受験生には、1年に1回ですから、相応の受験料を取るというのは合理的だと思うんですね。ですから、そこら辺も勘案して、その出先機関を使って今やっていると実施のシステムを、世の中、大きな試験もいっぱいあるわけですから、その試験のプロの中で、非常に水準のよい人たちに委託をする可能性、官民競争入札で官民で比べていただいても勿論構わないですけども、是非検討していただきたいと思います。

横山室長 事務局とまた打ち合わせをさせていただきます。

浅羽専門委員 先ほどの一般競争入札ですが、これは、審査会の方でやっているのでしょうか、それとも各財務局で。

横山室長 各財務局です。

浅羽専門委員 各財務局で公示して、契約まで、最後までそこでやるということですね。はい、わかりました。

小幡主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間になりましたので、ありがとうございました。では、資料の方もよろしく願
いいたします。よろしく御検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(財務局関係者退室)

小幡主査 休憩で、55分開始予定です。

(休 憩)

(国税局関係者入室)

小幡主査 御苦労さまです。

それでは、ただいまから国税局の事務・事業に関しまして、財務省より説明をお願いいたした
いと思います。財務省からの説明は10分といたしまして、その後、30分ほど質疑を行いたいと思
いますので、よろしく願います。

私ども、出先機関の、特にこのような国家試験の実施に当たる業務については、本質的に民間
でもできるものと考えておりました、市場化テストの対象とできるであろうカテゴリーとして考
えております。ですから、説明に当たりましては、市場化テストの実施の是非というところに重
点を置いて御説明いただければとお願いいたします。

では、よろしく願います。

岡田課長 国税庁人事課長の岡田でございます。先週の金曜日に急遽参りまして、今日が実質、
仕事初日なものですから、ちょっと説明上、慣れぬ点もあるかと思しますので、御了承いただき
たいと思います。

では、お手元の資料に沿いまして御説明します。

様式回答の後ろに説明資料として資料1から資料3までつけておりますので、これに沿いまし
て、ポイントを絞って御説明させていただきます。

まず、資料1ですけれども、これは国税庁の組織を説明したものであります。資料の左側が国
税庁の並びですが、ここから内部部局云々かんぬんとありますが、今回のヒアリングに関連しま
す税理士試験の執行の審議という観点から言うと、国税審議会というのが下から3つ目のところ
にございます。この組織が、税理士試験の実際の責任機関ということになります。

続きまして、その右側の方に地方支分部局とございまして、国税庁の出先機関としては全国に
11の国税局と、それから一番下になりますけれども沖縄国税事務所がありまして、その下に524の
税務署があるという形になっております。

ちょっとこの後の説明の便宜上、沖縄国税事務所というものも含めて国税局という名前で御説
明させていただきます。

続きまして、次のページ税理士試験の実施体制のようなことをちょっと御説明させていただきます。

資料2のところですが、税理士試験は、税理士法上、先ほど申し上げましたように、国
税審議会が行うという形になっておりまして、国税庁はその事務局という立場になります。この
ページの左側に青色で書いておりますのが国税局の名称でありまして、管轄が日本地図のところ

で太線で表示しております。その左枠の下のところに国税局の税理士試験事務に係る定員が書いてございますけれども、全国で40名の定員ということになっています。ただ、この40名の定員は、税理士試験事務専門に張りつけられている人間ではございませんで、通常、これは人事課に属しているのですけれども、採用事務であるとか、研修事務であるとか、ほかの仕事もしながら、税理士試験のときは税理士試験をやるという形になっております。

税理士試験自体は、毎年8月上旬、もう間もなく始まりますけれども、3日間の日程で行われます。試験会場としては、この日本地図上に赤丸で示したところがそうですが、今年に関して言うと、13の都市で、会場数にすると19の会場で実施する予定にしております。

続きまして、次の3枚目のところですが、税理士試験業務のフローをここで掲げさせていただきます。

このフロー図の見方ですが、税理士試験の年間業務を左から右に向かって時系列にずっと並べておまして、各実施機関ごとに四角で囲むという形になっております。上から、試験委員、一番下まで、共通事務みたいなところまで入っております。

ざっと流れだけを実施機関ごとという区切りで御説明しますと、まず上2つ、試験委員というのと国税審議会とございますけれども、この2つは、問題の作成と、それから答案の採点をやっております。税理士試験の問題作成につきましては、国税審議会におかれる作問担当の試験委員が作成いたしまして、一たん国税審議会で審議した上で、最終的に確定という形になります。確定した試験問題については、下の方に流れますけれども、外部委託によって印刷して、そのまま業者から各試験会場に送付することになってございます。

一方、答案の採点の方ですが、これは、採点担当の試験委員が行いまして、国税審議会では合否判定の審議を行った上で、合格者の官報公告を行うこととなります。

続きまして、上から3段目になりますけれども、事務局である国税庁であります。事務局（国税庁）は、一応、人数としては4人しかおりません。国税庁本庁の方にはですね。国税庁は、国税審議会の事務局として、税理士試験全般の管理監督を行いますけれども、主にやっていることは、受験案内等の原稿の作成であるとか、受験者データの管理であるとか、合格者管理といったことを行うとともに、国税局と連携の上、特に時期は問うていないのですけれども、試験全般についていろいろ問い合わせ、質問等が入ってまいります。そういったものに対して対応しているということです。それが、一番下の通年業務というところに書いてあります。

国税局の業務ということになりますけれども、下から2つ目の青いところですが、国税局は、各管轄区域の税理士試験会場に関する試験の実施事務、具体的には、受験申込の受付事務、それから試験会場の準備業務、試験実施業務を行っております。これらの業務に関しましては、各国税局ごとの判断で行っているわけではなくて、一応、私ども国税庁の指揮監督のもとで、地域間で不公平が出ないように、国税庁一体として実施しているということでもあります。

外部委託を現在行っている業務というのが、その国税局の上に赤い枠で示してありますけれども、この部分は、受験案内等の印刷、それから申込者の情報電算入力、試験問題の印刷、発送、欠席者情報の入力、答案の保管等の各業務を行っております。それに加えて、先ほど申し上げまし

たけれども、国税局の人間だけでは会場運営を賄い切れませんので、青のところを示しております各項目のところに がついておりますが、この部分はアルバイトで賄うところはかなり多いということであります。会場手配につきましても、これは公募で行っておりまして、それからあと、受験案内等の交付、申込受付、受験票発送、会場準備、試験実施といった、行政判断を直接伴わない業務につきましても、なるべくアルバイトに任せるということになっていまして、現在、業務量の6割超は民間業者、人材派遣みたいところに委託するか、あとアルバイト職員を雇用して行っているということで、職員の仕事の補助をしているという形になっております。

では、何が実質的に、青枠の中でどの部分を国税局の職員が直接やっているのかということですが、すけれども、まず、受験申込受付業務のうち、業務全般の管理監督業務であるとか、試験資格の確認に当たっての監督業務、それから願書の不受理決定といった、要するに受験資格の有無を問う部分です。税理士試験の受験資格は、単純な学歴というだけではなくて、学歴でもいいし、あるいは職歴でもいいし、一定の資格でもいいという幾つかあります。それに該当しているかどうかの審査の部分は行政判断を伴うので、直接部内の職員が行っている。あと、願書について不受理決定をするケースがございます。この場合も、不受理決定の判断については部内の職員で行っているという形になっております。それから、受験会場の準備業務の中で、会場設営の管理監督業務については、試験室の設営状況がフリックになっていないかどうかというのは、必ずこれは職員が目を確認する形になっております。これも毎年苦情をいただく部分があって、こっちの方が有利ではないか、こっちの会場の方が不利ではないかということがありますので、それは、直接職員が確認を行っております。

それから、試験実施業務のうち、試験室全体を指揮監督する試験官につきましても、これは、試験官がその場で、不正があった場合には現行犯の形、要するにその場で証拠を押さえた形で受験停止という形を取ります。受験停止になると、最高向こう3年間受験ができないという直接の行政行為になりますので、これは部内職員が直接に行います。ですから、試験会場は、試験官がいて、あと試験官の補佐をするような人がいます。これはアルバイトの場合もありますし、場合により職員がやっている場合もあります。

あと、試験事務室の業務の管理監督業務につきましても、これは、不測の事態が生じた場合の対応などがございますので、現場に詰めた職員がやっております。例えばどういう場合かということ、過去あった例でいくと、事前の下見のときには特に何の問題もなかった試験会場が、試験を始めた瞬間に隣のビルで工事を始めた。騒音がうるさくて受験生から苦情が出た。このときに、試験をやっている最中ですので、具体的にどういうふうに対応するのかというところは、直接うちの職員がやっています。このケースの場合には、会場を移すことは、試験中でもうできなかったものですから、急遽、向こう側の工事をやっている業者に連絡を取って、事情を話して工事を止めてもらうといったような処置をしたことがありますけれども、こういった全体の業務管理監督業務みたいなことは、うちの職員がやっているという形になっております。

以上、ざっと御説明しましたけれども、我々の方では、一応うちの職員で賄い切れないものですから、なるべく契約の透明性の確保であるとか、コストの削減に配慮しながら、一般競争入札

による外部委託であるとか、非常勤職員の雇用等により対応している部分もかなり出てきているということでございます。したがって、現在部内職員が従事している業務は、先ほど申し上げましたように、直接的な行政判断を伴いまして、即時にその場で対応が必要な業務、これは、実はうちの本庁の方に連絡している時間がございますので、基本的には現場の職員がその場で判断して、国税庁本庁の方には、こういうことがあった、こういう判断をしたということは事後的に知らせてきます。そうしないと、うちで全部事前にやっていたら、4人の職員ではとても賄い切れないものですから、その部分はもう国税局の職員がやるしかないということをやっているということで、この部分は全国一律で対応しなければならない、国税局員が対応しなければいけない業務だと考えているところであります。

ざっとした説明ですが、以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました事項についての質疑を行いたいと思います。時間の制約もございまして、12時35分ぐらいまでと考えております。

それでは。

内山専門委員 まず1つ、基礎的なデータを確認させていただきたいのですが、試験の実施体制をどういう形で行っているかということで、資料3の方で、特に業務の多くは外部委託またはアルバイト職員の雇用等により実施しているとおあるのですが、例えばこの人数、どのぐらいの人が張りついているかということ、国税局等計40名とありますが、これは、各試験会場にこういったこの40名の方が、それぞれ局ごとに張りついているということなのでしょうか。

岡田課長 当日、張りついています。

内山専門委員 当日張りついている職員の方の人数がこの40名。

岡田課長 当日張りついている分はもっと多くなります。

内山専門委員 それをちょっと教えてください。

岡田課長 それはその年々によって違うのですが、何でそうなるかということ、うちの方で、特に東京会場なんかはそうなのですが、アルバイトが雇い切れないということがあります。要するに、ちょうど夏休み期間中の3日間だけということで、うちはバイト賃金が非常に安いものですから、基本的には学生が受けてくるんですけども、集め切れない部分は、しょうがないので、もう集め切れないとわかった時点で、ほかの部の職員を適宜集めて対応する形になります。

内山専門委員 それで、例えば平成19年度実績でも結構ですし、もし今なければ、いずれにせよ後ほどちょっといただきたい。

岡田課長 わかりました。それは実績値ということになりますので、ちょっと調べてみます。

内山専門委員 それぞれの会場で職員の方が何人、アルバイトの方が何人で、かつ各試験場で、恐らく本部員と監督員みたいな形で分業していると思うのですが、本部員の方は、それは職員の方がやっというと思うのですが、例えば各試験場の監督を、例えば主任監督員を職員の方がやって、それ以外はバイトがやる、そういったようなのが何となく典型的なイメージだと思うのですが、その辺のまさに運営体制についてのデータについていただきたいと思います。

岡田課長 それは全国の分が必要でしょうか。

内山専門委員 できればそうですね。

小幡主査 ほかのところにもお願いしているのですけれども、ちょっとデータが初めから出ているところもあるんですが、こちらさんは、そういう職員とアルバイトのデータが全然ないものですか。

岡田課長 そうですね。わかりました。

小幡主査 ですから、会場が13都市で15。

川口課長補佐 19会場です。

小幡主査 19ですか。

川口課長補佐 試験実施日の体制。

小幡主査 ですから、去年の分で。

川口課長補佐 よろしいですか。

小幡主査 はい。まだ、今年のは8月ですよ。ですから、去年の実績の数値で。

川口課長補佐 試験3日間の実績ですね。わかりました。

内山専門委員 それから、更に事務・事業に係る予算額ということについて、「職員人件費及びアルバイト賃金を含まない」とあるのですが、例えば、今おっしゃられた話だと、恐らく職員の方を動員してとなると、これは、試験日は土日ですか。

川口課長補佐 いや、平日です。

内山専門委員 平日ですか。それにしても、人件費というのは、そうしますと、超勤手当は一応問題にはならないことになりそうです。そうすると積算はちょっと難しいのですが、ただ、ここで言う、いつも申し上げているのですが、いわゆる経済学で言うところの機会費用といいますが、オポチュニティコストですね。つまり本来であれば、その本来の職務をやるべきであった職員が、突然、試験監督やれと行って駆り出され、そうすると当然、残された職場の方にも負担が行くでしょうし、あるいはその本人も、本来これをやるべきだったのにできなかったということで、恐らくかなりの非効率・非能率が生じると思うんですね。そういった職員の方を突然導入するとか、そういった形をやっていて、これは、やはり国税局として非常に大きな非効率が生じてしまっていると思うんですね。それはむしろ、本来試験などを専門にやっているような業者にすべて総合的に委託してしまった方が、はるかに行政的な能率・効率は上がると考えている、これが我々の考えです。

岡田課長 委託してしまった方がとおっしゃっているのは、どこの部分まで委託してしまった方がと。

内山専門委員 まさにこの図で言いますと、今委託されているのはこの赤枠のところですが、赤を全部ひっくるめてというイメージですよ。

岡田課長 その行政判断も全部委託するということですか。

内山専門委員 行政判断とおっしゃるのは。

岡田課長 例えば試験官も委託してしまって、全部民間に任せるということですか。

小幡主査 当日の試験官ですよ。

岡田課長 その人は、試験官自身は行政判断を行うわけですよ。不利益処分を行うわけですよ。その場合、だって、要するにその場で現行犯を逮捕するしかないわけですから。現行犯逮捕したときに、逮捕というか、要するに、あなたはもう3年間受けられませんよという。

小幡主査 3年間も受けられないというのは、最終的な判断は、当然審議会ですよ。

内山専門委員 そこで行政処分はされないのではないですか。

小幡主査 恐らくそこは試験停止でしょう。やるのは、不利益な判断は。

小川試験係長 試験停止も行政処分にはなりません。

小幡主査 ですが、3年間等は、恐らく審議会判断ですよ。後々の。

川口課長補佐 それは情状等によりということになるものですから、その現場でこういった事実が確認できるかによるかと思います。

小幡主査 現場で、あなたは3年間受けられませんという判断はできませんね。

岡田課長 取りあえず、今年は現場でやれませんかよと止めるわけですよ。

小幡主査 要するに、私ども結構みんな大学でセンター試験を含めて試験業務に携わっておりますので、カンニングペーパーを見つけたときに、どういう動きをするかとか、かなり実感はございますので、よくわかります。どうやって試験を止めさせるかとか、マニュアル的なものもみんな実感としてあります。ですから、行政判断とおっしゃるのは、そういうことをおっしゃっているのでしょう。

岡田課長 そうですね。

小幡主査 つまりそういうことです。公共サービス改革法で民間にやっていただくということになれば、勿論、官民で比べていただいて構わないわけですが、公共サービス改革はいろいろ特色を持っておりまして、まず、契約だけではなくて、公権力の行使として、要するに依頼主の国が権限行使できる、指揮権を発動できるという制度を持っていて、更に、みなし公務員、秘密保持義務等を課するという規定がございます。更に言うと、本来は公権力の行使もできる、それが特定公共サービス。ですから、これは従来の、普通の民間との契約ベースだけではできなかった話が、公共サービス改革法では、特定公共サービスということであれば、普通の公権力の行使であってもできることになっています。

当然、ですから、その場で停止して、カンニングペーパーを取り上げて、状況を聴く、事情を聴いて、これで後々情状があつて、3年間もう試験を受けられないような措置にするか、あるいは1年にするかとか、2年にするかというのは後でゆだねるわけですが、その限りでの事情を聴くということはやる。そこら辺まではできるという理解です。

ですから、それは公共サービス改革法というスキームの中に入れればそういうことが可能だということで、できるのだという、その赤い部分、答案の、これは実務的な作業ですよ。

浅羽専門委員 赤いところに、あと青いところも入れられないかと。

小幡主査 試験実施の黄色いところですね。

岡田課長 おっしゃっている、どういう機会費用を出してくれるかというのは、この青い部分

を全部民間がやったらどうかという前提でということですか。

浅羽専門委員 あと、青い部分も民間あるいは官民競争入札等でやる場合に、現状で今どれぐらいのコストがかかっているのかというのが、当然、基本的な考え方としてなければ話が進みませんので、そこをまずデータとしてお教えいただきたい。どれぐらいのコストが総体としてかかっているのか。

岡田課長 要するに、この青の部分の人件費を切り出してみると、うちの人件費としてはどれぐらいあるのかと。

浅羽専門委員 おっしゃるとおりです。勿論、審議会とかそういうところをどうこうという話では全くありませんので。

小幡主査 あくまでも国がやっている国家試験ですので、それは勿論変わらないわけですよ。それで、責任は全部国がお持ちになる。それで、信頼性の高い試験をやっていただく。これは勿論そのとおりです。ただ、この実施のところを、例えば官民で民が受けたとして、その途端に信頼性がなくなるという理屈は、公務員であれば間違いがないけれども、例えば民間であると間違いがある、そういうのはやはりおかしいわけですよ。実証されていないわけだから。というのが、そもそも公共サービス改革法のスキームですから、要するに、まさにこの試験の場合の実施業務、勿論ここの通年業務に、受験資格の認定でありますとか免除認定というのは、もともと本省でなさっているかは知りませんが、相変わらず国の本体でなされると思いますが、その実施業務のところを、今、結局、出先機関としてされているところを、これはいずれ統一試験ですので、幾ら出先機関がやっているとしても、今でも統一は当然必要ですよ。どこで受けても同じようになるはずですよ。試験というのはね。

岡田課長 ええ。

小幡主査 ですから、それを出先機関ごとに市場化テストということはちょっと考えにくいので、こういう国家試験ですから、国の方で一括して、試験のプロみたいなものはたくさんありますので、大きな試験をやっているところはたくさんあるので、試験のプロに実施をゆだねてはどうかというような話です。

川口課長補佐 全会場という意味ですか。

小幡主査 あるいは、そのやり方はいろいろあると思ひまして、全部一括にするか、あるいは大都市とか、非常に、いかにも参入しやすいようなところをまずやって、少し地方は残すという可能性は勿論あり得ると思ひます。

内山専門委員 税理士の場合、人数が多いからいろいろな案が出ますね。ただ、人数が少ないところだったらもう一括してというような試験もあるし。税理士の場合は、いろいろバリエーションは考えられると思ひます。

岡田課長 ちょっと確認しておきたいのですけれども、要するに、おっしゃっているのは、国税局は一切かかわらないようにという意味なんですか。

内山専門委員 一切ということでは。

岡田課長 要するに、国税局の業務を民間に渡してやったらどうかということをおっしゃって

いるわけですよね。仮にそうだとすると、我々本庁に残っている4人で全部をやる、民間との間のやりとりから始まって、判断が難しいものを上げてこられたりとかも含めて、4人の人間で民間全部を相手に、全19会場のオペレーションを3日間全部やり続けなさいということですか。

小幡主査 いや、そこで相変わらず4人にし続けるかどうかというのは、そのときの判断で。

岡田課長 逆に言うと、4人にするというのは、本庁がかかわるということですよね。逆に言うと、国税局も人数が足りないんだから、国税局も当然かかわっていいよと。要するに、判断に当たる部分について、本来は本庁に問い合わせるべきことを、現場の会場で国税局に問い合わせてもらってもいいよということになると、今とそんなに変わらないわけですよね。

小幡主査 ただ、今でも、本省に問い合わせられても間に合わないとおっしゃいましたけれども、普通、例えばセンター試験等をやっているのと、これは我々みんな必ず中央に問い合わせさせられますよ。そうしないとやはり統一が取れないと言われるので。それぞれの、例えば8カ所ぐらいの元締めのところでもいいとは、普通なかなかならないですけどね。

岡田課長 いや、我々の方だと、一々事前に確認を取らないと現場が動けないという形にはなっていないです。

小幡主査 だから、それはそれで、逆に全国的な統一を本当に取れるかということ、どうですかね。普通、全国统一の試験というと、今までいろいろ国家試験のヒアリングもしていましたけれども、どこでもおっしゃいましたが、まず中央に連絡する、それで中央の判断を仰がないと統一的な判断はできないと皆さん普通おっしゃるんだけれども。

川口課長補佐 その問題の濃淡は当然ありますけれども、例えば何百人規模の交通機関で動けなくなったとか、いろいろな事態が想定されますので、例えば先ほどのカンニングのようなその場で押さえるようなものについては現場での対応も考えられます。

小幡主査 その場で押さえるのはまず押さえるとして、具体的にどのぐらいの程度で、これを停止するかどうかという判断は、普通は中央にまず聞く。それはもう、センター試験なんかでもそうですよね。

岡田課長 我々は特にしていません。というか、それは、年間を通じてそれぞれ意思疎通なり何なりあるわけですよね。あと、そもそも人事の組み方として、全員が全員かわってしまうようなことはしませんから。

浅羽専門委員 こういう場合に、こう対応するというようなことは決まっていないのですか。例えば、よくありがちなのは、試験ですので、時間のスタートが何らかの理由で遅れるとか。1分、2分とかという世界ですとありますよね。1時間とかというと大げさになりますけれども。そういう場合であれば、どちらかということと軽微ですよね。先ほどおっしゃった、電車が止まって何時間とかという世界ではなくて、1分、2分であれば、そう不正が発生するようなものではない。その場合は、もうルールが決まっていますよね。

小幡主査 マニュアルがありますよね。

浅羽専門委員 その場の試験官の判断で、時計をこっちでやれというような。それで、マニュアルでおさまらないようなところは、例えば審議会に必ず連絡するようにとかなっていないので

すか。

岡田課長 よほど大きな事故が起こらない限りはなっていないですね。例えば、まさに交通機関が大混乱を起こして、何百人単位で来れなくなってしまったと。そのときに、例えば急遽、要するに、後で来る人については別の教室で受験させるわけですよ。それが何百人単位で起こったときに、予備の会場を持ってこれるのがみたいな判断は勿論ありますから、大きな事態になってくれば、それは本庁に連絡がありますよね。

小幡主査 だから、結局、マニュアルで判断できないような大きなものというのは、やはり本庁ですよ。

岡田課長 よほど大きなことが起こればですね。

小幡主査 だから、そういうイメージがちょっと、全国どこでも同じ試験の環境でというのを受験生に保証しているわけですから、ちょっとほかの国家試験ですと、ほとんどのものが、ともかく中央にというお話だったんですけれどもね。

浅羽専門委員 勿論現認はしますよ。不正であれば、こういうふうにして現認するというルールも決まっています、現認した。それで、現認したのも、それはケース・バイ・ケースで、余りにわかりやすいものは別として、大体わかりにくいですよ。判断を考えなくてはいけない、あるいは、すごく人の一生にかかわることなので、安直に、その場の1人の考えではだめなので、何人か以上でやらなくてはいけないとか。それを越えてくる場合には、やはり直ちに専用の回線が何かを確保しておいてゆったりという体制は取っていないのでしょうか。

川口課長補佐 体制は取っています。

浅羽専門委員 取っていますよね。

岡田課長 ただ、そこに至ることってまずないというか、ないわけではないですけども、大抵はもう現場で判断して。

さっきの工事の例というのも、あれは現場判断ですか。

川口課長補佐 現場での判断であったかと思います。

岡田課長 工事をやめさせたりとか。

小幡主査 専用回線とかはあるわけでしょう。

川口課長補佐 専用回線はあります。

小川試験係長 試験中ですので、まずは動く。国税局が動いて、今こういうふう動いているというのは、一報が入ってきたり、こういうふうになりましたという段階なり、所要時間はケース・バイ・ケースで違いますので、事故によって、終わってからの報告になる場合もありますし、今こういうふうになっている、これでいいかという判断を仰がれるときもあります。両方あります。

内山専門委員 イメージなのですが、試験会場というのは、具体的には大学とかそういったところを使うんですか。

岡田課長 そうです。どこでもいいんですけども、貸してもらえる場所というと大学しかなくなってきたりあります。それは、一般競争入札ですから。

内山専門委員 そうしますと、試験にかかわらず、職員の方は、基本的にその会場である大学なら大学にみんな行くんですか。それとも、何人かは国税局の方に残っている、その辺はどういうイメージですか。

小川試験係長 両方あります。国税局にも職員は残しています。

内山専門委員 先ほどおっしゃった判断というのは、国税局の方でやるのか、大学の方、現場というのはどっちの現場ですか。国税局のレベルなのか、それとも試験会場のレベルなのか。

小川試験係長 試験会場です。

岡田課長 人事課長は、直接もう現場に陣取りますから。

内山専門委員 人事課長は現場に陣取る。そこで判断すると。

先ほど、市場化テストで民間委託しても現在と変わらないとおっしゃいましたけれども、例えば、仮に、僕の個人的な考えですけれども、1人か2人は職員の方が総括の監督といいますか、そういう形で出ていかなければいけない。だけれども、ほかの人はみんな民間でいいということがあります。そうすると、現在のように、恐らく何十人という単位でどかっと国税局の人が試験会場に張りついているというのからは随分違うと思うのですが、その点はいかがですか。1人か2人は確かに判断要員が要るかもしれないけれども、実施部隊というのは。

岡田課長 要するに、その場に張りついた例えば1人の人間が、その会場、何万人かいたとしても、その判断を全部その1人でやるという前提であれば別ですが。

内山専門委員 現状では判断はどうやってやっているんですか。ある程度、責任者の方がぱっぱと判断しているのではないですか。

岡田課長 そうです。ですから、現状では、例えば入口のところにいる人間、それは、各試験会場に試験官としている人間が複数いますから、それは、原則その場で判断しますし、場合により、判断に迷うようなことがあったら、各試験会場ごとに監督室みたいなものが設けられています。事務室が。そこにもともと、例えば人事課長も含めた首脳部分が集まっているわけですね。そこに連絡をして判断をする。そこで、基本的には大抵のことはおさまるといえることです。

小幡主査 だから、その首脳部分を残すという可能性はないわけではないですよ。ただ、今職員が結局何人使われているか、その資料をとお願ひしましたけれども、かなりの数がいるわけでしょう。その首脳部分のほかにも。

岡田課長 います。さっき申し上げたように。

小幡主査 ですよ。その人と外部資源の方がいるわけですよ。間に合わないからね。その外部資源の方を使っていらっしゃるけれども、これは、これも一般競争入札でやる。それは人材派遣。

岡田課長 人材派遣会社が一括して引き受けてくれるときには人材派遣会社にしますけれども、引き受けてくれないことも結構あるので、というのは、単価が安いものですから、無理だと言われてアルバイトですね。

小幡主査 アルバイトとか派遣会社とか、何にしても、余りそういうのって信用がないというか、結局、公共サービス改革法で民間にゆだねた場合は、その民間は、先ほど申し上げたように、

みなし公務員であったり、秘密保持義務とかがかかるわけですよ。要するに、その場は1日、だれでもいいからいらっしゃいという性格の人とは違うんです。性格付けが。だから、そういうことも含めて、市場化テストをした方がよいのではないかと。

要するに、試験という業務の実施というのは、勿論、最終的にはもう税理士さんという大事な国家試験ですから、それは国が責任を負うものなんですよ。勿論、だって試験問題とか合格発表は全部国がなさっているわけだから。今申し上げているのは、足りなくなったら、いつも事務所にいる人に応援を求めるとかとおっしゃっていたけれども、システムティックに、やはり試験なので、もう少し効率的に、実施の部分というのは、これが一番よいんだよという合理性を追求してやられたらいかかということなんですよ。

だから、もう大体はマニュアルで行けるわけですよ。結局、カンニングペーパーにしたってね。試験というのは、税理士さんに特殊の不正形態があるかどうかは知りませんが、それほどはないと思うんですね。結局、どの試験でも不正というのはある程度カテゴライズできるわけですよ。やりそうなことというのはもうわかるわけで、もうかなりの部分、ノウハウはみんなあるわけです。試験の実施についてはね。それから、会場も、なるべく環境をそろえなければいけないということも、みんなわかっているし、たくさん試験ってありますので。だから、それほどこれは、国が、公務員がやらなければいけないという仕事ではないんです。今申し上げているのは、そういうところでシステムティックにお考えになった方がよろしいのではないですかということなんです。

岡田課長 ただ行政判断を伴う部分、一体それはどこまでなのか、どこまでなら民間にゆだねられて、これは、最終的には国税審議会が責任を負うわけですから、不服申立ての名宛人も国税審議会ですからね。国税審議会が一体どこまで行政以外のところにゆだねていいのか、そこは議論があるところだと思いますし、従来の我々の理解では。

小幡主査 それは、先ほどの公共サービス改革法というところでは、法律でわざわざ書いたわけですから。だから、従来の御理解というのは、多分、普通の契約で民間にただゆだねましょうというようなところだと思うんですね。公共サービス改革法の場合、その行政判断と言われるまさに権力の行使のところを民間が行使できるというものをつくったので、恐らくその考え方は違うし。

確かにできるんですよ。そういうふうに公権力の行使までできるようにつくったのですが、ただ、個人的に言うと、それがあからよりでできますが、不正の摘発については、そこまで物すごいことをしているわけではないのではないのでしょうかという思いは個人的にあります。ただ、公共サービス改革法では、もっとすごい、いわゆる権力の行使まで民間ができるような仕組みにつくっています。

だから、是非、そのサービスをより効率的にということも含めて、業務、結局、現場の方もそんなに喜んで試験の監督の立会をしていらっしゃるかどうかわかりませんし、その職員の方も、言われてしょうがなくやっているのだと思いますから、およそ試験の実施というものをやるやり方として、何が本当にそんなのが一番いいのかどうかということをお考えいただいたらというこ

となんです。

これは、幾ら受験料を取っていますか。科目によって。

川口課長補佐 1科目で3,500円。5科目受けられますが。

小幡主査 5科目まで。

岡田課長 要するに、税理士試験は、御存じかもしれませんが、科目ごとにとっていったらいい試験の形式になっています。だから、1年に1科目しか受けない人もいれば、まとめて受ける人もいます。まとめて受ける方がお得になっています。

小幡主査 得になっている。

岡田課長 ええ。例えば3科目受けたんだけど、1科目しか受からなかったら、1科目受かった分だけは将来に引き継いでいける。

小幡主査 受験料としては。

岡田課長 受験料は3科目受けた方が得です。だから、1科目では3,500円ですね。2科目で4,500円で、3科目で5,500円ですから。

小幡主査 随分安いですね。

川口課長補佐 ですから、それが実費で行っていますので、なかなか予算的な制約もあるというのが現状でございます。

浅羽専門委員 この場合の実費というのは、先ほどの6,135万円に相当する部分ということになるのでしょうか。この3,500円とかの根拠に当たる部分は。

川口課長補佐 この全体の支出でございます。

浅羽専門委員 この場合の事務・事業に係る予算額ということでした資料では6,135万4,000円ということですが。

川口課長補佐 それ以外の部分も含まれます。

浅羽専門委員 それ以外の部分も含めてですか。

小幡主査 随分安いですね。

川口課長補佐 安いですか。

小幡主査 もう今どき試験は、例えば語学のTOEICとかTOEFLとか、あんな短時間で幾らぐらい取っていると思われませんか。すごいですよ。

岡田課長 でも、全科目取るうと思うと。そちらは1回の試験ですよ。1回で合否が出るわけですよ。こちらは1回で一発で合否という人は普通いないから、少しずつ受けていくのが前提なんですよ。

小幡主査 それにしても1年に1回ですよ。

岡田課長 そうですね。1年に1回5科目受けると、それだけでもう万円以上になってしまいますよね。

小幡主査 それは普通、単位は何万円でしょう。

浅羽専門委員 3科目で4,000幾らで。

岡田課長 1回で3科目受けると5,500円です。

小幡主査 3科目で5,500円ですか。それは安いですね。

岡田課長 だけれども、1回で3科目受けて全科目通る人ってそんなにいないんですね。

浅羽専門委員 おっしゃるとおり。

小幡主査 でも、かなり安いという認識をなさった方がいいのではないですかね。これは、国が自分でやっているのだから言われなくても、私は行政減量・効率化有識者会議の委員で、独法についてこういうことをやっているときに、サービスの受け手、一種の国家試験もそうですよね。それに適正な負担を求めなければいけない。国は財政がもう苦しいんだから、やっている業務に対して余り安く提供するな、もっと価格を適正に、業務の受け手からたくさん取らなければいけないということを我々は言っているんですよ。減量・効率化の方ではね。これは国自身だからその会議には出てこないけれども、やはり状況として、そんなに税理士試験って、1年に1回準備して受けて、それは重い試験でしょうから、ほかの試験と比べてそんな、3科目で5,500円なんて安過ぎませんか。

岡田課長 ただ、今、先ほどおっしゃった機会費用の観点から言うと、例えば民間に任せるとして、トータルで予算がかかり過ぎましたでは困るわけですよ。今の枠の中でおさめながら市場化していくことによって、どういうふうに市場化していくかは別にして。

小幡主査 だから、やはり適正に転嫁して、5,500円では幾ら何でも安いですから。だって、これだけの試験を出題してもらおう先生に対してだって、しっかりした出題をしてもらうためには、当然お金がかかっているわけで。

浅羽専門委員 先ほど私が申したのは、ですから、その積算の中で、例えば皆様方の給料は当然積算の中に入っていないわけですよ。ですから、試験に関連するすべての部分を入れると幾らぐらいになるのかというのをまずは私も知らない、なかなか話ができない。

それと関連して、今の例えば3科目5,500円が、何が適当かというのはいろいろ議論がありますが、受験生の負担軽減という観点も当然あり得ますが、そういった観点を持ち出す前に、まずコストがどれぐらいかかっている、それに対して5,500円がどうかという判断をするためには、全体としてどこまでとらえての5,500円のコストかというのがわからないと議論のしようがないので、それでお聞きしたわけです。やはりそれは、最終的に受験料を幾らにするかというのは政治的な判断、この場合の政治的というのは、何も政治家とかではなくて、受験生への他の科目との相場観もあるかもしれないし、また、何年間も受けるのでトータルで考えたらこれぐらいだとか。でも、その最初の時点は、やはりコストとの絡みで考えざるを得ないので、その場合のコストがどこまでを含めたものでコストと対応するのか。何となくいろいろな機会費用等も含めて考えると、5,500円というのはすごく安いなという印象を持っています。

岡田課長 だから、派遣会社も断ってくるというのがあるのですけれども。

小幡主査 でも、しっかりした試験をやろうと思われれば、そんなに安く抑えることはないのであってね。

岡田課長 それを言い出すと、市場化テスト以前の問題になりますよね。そもそもこの受験料をどうやって。

小幡主査 そうではなくて、結局、今は、機会費用の話ですけれども、要するに、ほかの業務に本来的に張りつくべき人が、例えば自分で手伝いに来ているわけでしょう。だからその分を払わなくて済んでいるわけですよ。だから、それでこのお金になっているわけでしょう。これはやはり本来の姿ではないでしょう。試験の実施をシステムティックに合理的にやりたいと言ったときに、とてもこれでは、結局は手弁当みたいな話になってしまう。もう少し本来の質、業務の本来あるべき姿に応じた費用を設定して、激変緩和は当然あるかもしれませんが、一足飛びにというわけにはいかないかもしれませんが、ちょうどよい機会だから、ほかの試験との並びを少しごらんになったら。

岡田課長 余りよい機会だとは思えないのですけれども。要するに、何かを変えようとしていて、受験料も合わせて上がりますよなんて受験生に言ったら、それはえらいことになりますよ。

小幡主査 それは物の言い方ですけれどもね。今が非常に変則的だったということでしょう。それで無理して抑えていたということですね。

岡田課長 今はそれでできているではないかと言われますから。

小幡主査 それは、だから出先機関の業務の見直し、スリム化の全体との関連でこれを考えていただかないといけません。今、試験の業務を取りあえずお聴きいたしましたけれども、出先機関がやっている業務の中で、やはり実施の実務的なものというのは、できるだけスリムにしてほしいというのが国全体の方向ですから、そうであれば、定員もこれのみの定員はないという話でしたが、出先機関の組織全体として見ていただくと、この業務もかなり減りますということになればほかへの波及も当然あるわけだから、それは出先機関全体として考えていただいた方がいいと思いますね。

受験生にどう説明するかというのは、あとは説明の問題になりますが、ただ、相場観というのは、ほかの試験との関係でお持ちになった方がよろしいと思いますよ。これは安いということで。

だから、公共サービス改革法について、いろいろ特殊な決め事がある、普通の民間委託でない部分がたくさんありますので、ちょっとその辺をもう一度御理解いただいて、資料をいろいろお願いしましたので、我々としても、コストの総額というものを認識したいということもございますので、まずちょっと資料をおつくりいただいて、今いろいろ申し上げたこと、試験の実施というのは、やはりかなり共通した部分がございますから、必ず公務員がやらなければいけないというものではないということで、再度お考えいただきたいと思います。

岡田課長 資料は用意いたします。

小幡主査 資料だけではなくて、是非前向きに。ちょうど入られた、かわられてすぐということでしたので、その場合、なかなかやりにくいというのでは困りますので、是非これは出先機関としての組織のあり方ということの中でとらえていただいて、この試験導入についてお考えいただければと思います。

では、本日はどうもありがとうございました。

(国税局関係者退室)